

第四百十六回国会

参議院財政・金融委員会会議録第四号

平成十一年十二月十日(金曜日)

午後零時三十分開会

委員の異動

十二月十日

辞任

八田ひろ子君
梶原 敬義君

補欠選任

笠井 亮君
三重野栄子君

出席者は左のとおり。

委員長

平田 健二君

理事

中島 眞人君

平田 耕一君

伊藤 基隆君

海野 義孝君

池田 幹幸君

委員

岩井 國臣君

片山虎之助君

河本 英典君

世耕 弘成君

中島 啓雄君

林 芳正君

日出 英輔君

浅尾慶一郎君

久保 亘君

櫻井 充君

浜田卓二郎君

笠井 亮君

三重野栄子君

星野 朋市君

菅川 健二君

衆議院議員

発議者

相沢 英之君

國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 越智 通雄君

金融再生委員 村井 仁君

事務局長 吉田 成宣君

政府参考人 乾 文男君

局長 大蔵省金融企画 福田 誠君

局長 労働省労働基準 野寺 康幸君

参考人 日本銀行総裁 速水 優君

日本銀行副総裁 藤原 作彌君

日本銀行政策委員 田谷 禎三君

日本銀行理事 黒田 巖君

日本銀行理事 引馬 滋君

日本銀行理事 小畑 義治君

本日開会に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、梶原敬義君及び八田ひろ子君が委員を辞任され、その補欠として三重野栄子君及び笠井亮君が選任されました。

○委員長(平田健二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に金融監督庁監督部長乾文男君、大蔵省金融企画局長福田誠君及び労働省労働基準局長野寺康幸君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は昨九日に聴取いたしておりましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○日出英輔君 自民党の日出でございます。

商工ローンの問題が世上を大変騒がせているといいますが、国民の大部分が非常に関心を持っている中で、今回、出資法、貸金業法あるいは利息制限法につきまして、大変短い間に提案者の皆様

方がまとめていただいたことにつきまして敬意を表するわけであります。五十八年の貸金業規制法の経緯を見てみましたら、四、五年かかって大変いろんな議論の中でなされたということがございました。これを考えますと、今回の短い期間での取りまとめ、本当に御苦労さまでございます。

多くの国民の関心が集まっておりますので、与党でございますが、二、三重要なことにつきまして伺いたいと思っております。

先般四月に、私は当委員会貸金業者の社債発行法案につきまして質問いたしました。そのときにも金利の問題その他につきまして若干質問をしたこともございますので、続けて伺いたしたいと思います。

そういうことで質問をさせていただきたいと思っております。また、基本的にはこういった商工ローン会社といいますが、中小零細企業向けの連帯保証人つきの無担保融資が必要であるという立場を私はとっておりますが、ただ今当の貸し渋りの中で出てきた問題につきましては大変関心を持っておるといふことでございます。

早速、質問に入らせていただきます。

第一番目は、この改正法案におきます年利二・九・二％、日歩八銭という金利水準、利息の水準につきましての意味を提案者に伺いたいわけでございます。

ちよつと伺いましたら、二十九年の出資法の制定のときからの制限利息の推移を見ますと、日歩三十銭、一〇・九・五％、それから七三％、五四・七五％、四〇・〇・四％という形で推移してきたというふうに向つていられるわけでございます。この五十八年の改正のときに四〇・〇・四％という水準までの道筋がついていられるということでございますが、考えてみますと、どうやら利息制限法の二〇％の影響あるいは関連があるように伺っております。

ところが、今度のこの二九・二％、日歩八銭という水準でございますが、これは利息制限法の利息と離れている、初めて離れたのではないかと、うふうに思ふわけでございます。

世間では、例えばこの利息制限法の利息と出資法の制限利息の水準を合わせるとか、こういう議論もあるわけでございますが、一方で制限利息が利息制限法の利息の二倍の水準だということも何か少し機械的な感じもしないではないわけですが、この日歩八銭、二九・二％という水準でございますが、どういふような考え方方で決められたのか。これは、後で見直しになりますときのいろいろな根拠になるかと思ひますが、提案者に伺いたいのでございますけれども、この日歩八銭という考え方について伺いたいと思ひます。

○衆議院議員（相沢英之君） 御案内のように、問題となっております商工ローンについては、まずその取り立てが極めて厳しい。特に、貸金業者だけではないで、これにかわつて債務の履行を迫るいわゆる保証業者、その取り立てが極めて厳しい。やれ、目玉を売れの、腎臓を売れのというやうなことから、本当にあるまじき行為が行われているということが一つの大きな発端になつたわけでありまして、まずそういうやうな行為については厳しく規制をしなければならぬということで、今回は衆議院の大蔵委員会の質問の中には少しやり過ぎじゃないかという御意見もあるぐらい厳しく規制を強化したわけであります。

と申しましたも、やっぱり金利をどうするかということも同時に考えておかなければならぬ問題であります。もとも、貸金業のかなり問題となつております部分は、市中の金融機関で通常の融資を受けられないやうな業者が、例えば月末に支払い手形の期日を迎えるのに受取手形が不渡りになつてしまつたとか、あるいは入金金の予定がなくなつた、しかし給料は払わなきゃならぬといふやうな大変な急場に、いわば駆け込み寺みたいな貸金業者の戸をたたくということも多いわけでありまして、金利はどれぐらいで

も何とかとにかく貸してくれと、こういうやうなことで行われている例も間々あるわけでありまして、それからもう一つ、貸金業の実態が実は役所関係の調査でも必ずしも明瞭になつておりませんが、我々が承知し得るところで見ても、かなり四〇％に近いところに、つまり現行の出資法の限度に近いものも多く見受けられるのであります。したがって、この限度の引き下げについては、かなり貸金業者からは反対の要請が強く寄せられております。

しかし、私どもとしては、この金利が決められた昭和五十八年当時の市中の金利から比べればはるかに低金利になつております今の金融界の現状、無論こういう貸金業者が調達をしているところの資金は二％とか三％ということではなくて七％から二〇％ぐらいの範囲まで結構高い金利で調達をしているという実態もございまして、いずれにいたしましても四〇・〇〇％という今の金利を据え置くわけにはまいらない。日歩十・九六銭であります。

そこで、何とかそれを三〇％前後まで引き下げたらどうか。これは私もだけじゃありませんで、与党三党の間でいろいろと検討いたしました結果、何とかひとつ二〇％台の声を聞くところにして、どういふやうなものが日歩八銭、二九・二％であります。貸金業の平均的な金利といふものを見ましても、これはピンからキリまであるわけでありまして、大体平均して三〇％をちょっと上回つていくぐらゐる実績もあるものですから、そういう点等も勘案いたしまして二九・二％、日歩八銭というところがまずまず適当じゃないか、こういうやうな判断で案をつくつたのであります。

○日出英輔君 五十八年当時の、貸金業法が出発の時点の七三％につきましては、何か当時の事情を伺いますと、小口の貸金業者が多くて調達コストも高く貸出金利も七〇％以上だったという話を聞いておりますので、そういう意味では平仄の合

つている考え方がないかというふうには伺つたわけでございます。

私は、この出資法の上限金利のほかに、利息制限法の金利自体も何か二十九年から全く変わつていないといふことでございまして、これも実はこれからの課題だと思ひます。当時から金融情勢その他が大いに変わつておりますので、実はこの利息制限法の利息水準自体もこれからやっぱり検討されてしかるべきではないか、これは個人的な意見でございますが、そういう考え方を持つております。

それから、もう一つ実は伺いたいでございしますが……

○衆議院議員（相沢英之君） それは答えなくていいんですか。

○日出英輔君 はい、結構でございます。これは私の個人的な意見でございます。

それからもう一つ、いろいろ世に出ておりますのが貸金業法四十三条のみなし弁済規定自体の問題でございます。

これにつきましては、五十八年に貸金業法が制定されますときに、二十万という数の業者が当時おられて、この方たちにこの行為規制をかぶせていくときに、この行為規制をかぶせながらこれらの法令をちゃんと遵守させるということの見合いで、当時の最高裁の判例もあつたやうであります。こういう現場に混乱をさせないやうにということである四十三条のみなし弁済規定ができたといふやうに伺つてゐるわけであります。

その後、やはり貸金業者につきましてはかなりさかんとした近代的な業者の方もどんどん出てまいりましたし、また問題になつております商工ローンの関係の方も、日米とか商工ファンドとか十五社前後が全国展開をしているといふやうなことで、当時と全く実情が変わつてゐるやうな気がいたしますわけでありまして、今なおこの弁済規定について存続しておくことにつきましては、むしろ削除すべきだといふ意見があるやうでございますが、これについては今どんな議論を提案者の

中でなされたのでございましょうか。

○衆議院議員（相沢英之君） 確かに、出資法の規定を今伺ひまして利息制限法はそのままになつてゐるのは平仄が合わないやうな御意見もあるやうな思ひます。私どもも、利息制限法についての引き下げも一つの課題であるといふやうに考えておりましたし、また御意見もありませんので、この点については今後検討する課題だといふふうには思つております。もとも、出資法と利息制限法と貸金業法と三つ法律がありまして、どうもこれは必ずしも平仄を合わせてつくられていないといふ面があるので、本当はある時期にこれらの法律について全面的に見直す必要があるんじゃないかといふ気もしております。

しかし、そのみなし弁済の規定は、利息制限法の金利を超える利率をもつてする金銭消費貸借は法律上無効といふことになつてゐるにもかかわらず、借り主が任意に支払つた場合はそれを有効とみなすといふ、考えてみるとわかつたやうなわからないやうなところもあるんですが、それは、出資法による、つまり刑事罰を適用されるころの限度とは違ひまして、これは貸し手と借り主との関係でありますから、どうしても急いで、利息は何でも貸してくれるといふことになれば、利息制限法は制限法としてある程度の余裕を持つて、それはとにかく借り主の方が、繰り返しになります。任意に払えばそれは認めようといふことでこの規定が入つたのだと思ひます。

でありますので、これは刑事法の利息の制限と民事法の制限とをどう考えるか。私は、いわゆるグレーゾーンといふものを全くなすといふ他党の御提案もございしますが、それはやはりどうかなといふやうに思つております。

したがって、今お話がございました点は今後の一つの検討課題とは存じますが、当面存置することやむを得ないといふやうに思つております。

○日出英輔君 それからもう一つ伺いたいでございしますが、これは実態問題に根差す話で

ございますが、これも今回問題になっておりますあの根保証の問題でございます。

きよう、提案者の相沢先生のテレビを拝見させていただきましたが、根保証についてもちよつと触れておられたように思いました。やはりなかなか難解で一般的にわかりにくい根保証ということだと思ひますが、普通、銀行間なんかで、事業者との関係ではよく使われるようでございますけれども、一般市民を巻き込んでの根保証というのがある意味で本当に必要なかどうかという必要性が何かよくわかりにくい、そういうような感じがいたしております。こういう百万円から一千万円ぐらいの中で、急場しのぎのというのでもし考えれば、この根保証がこういう形で広く使われること自体が本来想定されていなくてもいいんじゃないかというような気もいたすわけであります。いろいろな団体や被害者団体の方々の御意見を聞いておきますと、この根保証というものをやめるように、禁止するとういうようなことはどうだという意見もあるようでございますが、これにつきましては提案者の方々と御議論がありましたら御紹介いただきたいと思います。

○衆議院議員(石原伸晃君) 日出委員にお答え申し上げます。

ただいま委員御指摘の根保証の部分と、また今回問題になっております日栄という会社が日本信用保証という会社をつくって、その保証会社の方が取り立てをする、この二つが今回のいわゆる商工ローン問題では一番大きな問題点であるという認識で私も議論をさせていただいてまいりました。

委員御指摘のとおり、私も個人的にはこの根保証というものを、非常にわかりにくいのでやめることができないのかという議論もありましたし、いろいろ検討させていただいたのでございますが、契約自由という原則の中で貸金業にだけこの根保証というものを廃止するということはやはりいいかなものかという結論に達しました。そのかわりといつてはなんでございますけれども

も、今回の改正では、貸金業者の方に對しまして、保証人の方に對して契約内容を説明する書面を事前に交付する義務や、さらに根保証契約における保証人の方へ、委員が今御指摘のことは、要するに根保証枠を一千万つづつて、保証人の方は百万円借りたのにいつの間にか債務者の方がどんだん借りていつて五百万円、一千万円にまでなつてしまつたといふことを御指摘されていたんだと思ひますけれども、その都度報告義務を課す、さらに違反に對しましてはかなり厳しい行政罰をかけたて、刑事罰の対象にするなどという規制を行わせていただくことによりまして、これらの問題に對して、根保証を悪用するということは是正をかけるという趣旨に変更させていただいた次第でございます。

○日出英輔君 今の根保証の問題につきましてもそうでございますが、このみなし規定なんかにつきましてもそうですが、何か五十八年当時二十万以上おりました貸金業者の、しかも庶民金融が必要だといふ前提でつくつた仕組みが、その後かなりきちんとした事業会社といつた形で運営されているわけでありまして、どうも当時とかなり違つた仕組みを想定しよう一回議論をし直してもいいのではないかとこのうち私個人は個人的にするわけでございます。

実は提案者の皆様方には大変短期間にこれを取りまとしていただいたといふことで、私は、今聞きたいことは三点でございますので、これで質問を終わらせていただきますが、四月十三日の貸金業者社債発行法案の質疑のときに、先ほど申し上げましたように、出資法の制限利息につきまして、引き下げる考えがないかどうかといふことを事務局に、政府委員に質問をしたわけでございまして、またその後、この法案の附帯決議で、借り手保護の観点も踏まえながら貸出金利の規制のあり方について検討することという政府に對しての附帯決議がついております。

そこで、私は、こういう大変難しい問題でありますけれども、この時点で、政府側で本来ならば

こういったことを取りまとめるのにもう少し努力をしてもいいのではないだろうかと思ひまして、これは実は政府側から伺おうかと思つておつたのでありますが、理事の方から、提案者の皆様は大変お疲れであらうからといふことでありましたので、私はこれで質問を終わらせていただきます。大変御苦勞さまでございました。ありがとうございます。

○浅尾慶一郎君 民主党・新緑風会の浅尾慶一郎です。

ただいま議題になりました貸金業規制法の改正案、そして出資法の改正案について質問させていただきます。

私は、もともと、契約自由という考え方もあるから、どういふ契約であつたとしても一たん契約を結んだ限りにおいてはそれを履行すべきだといふふうな考えでおつたわけでございますけれども、いろいろこの商工ローンの問題に限らず問題を深く考えるに当たりまして幾つかの疑問点を感ずるようになりましたので、その点についてまず、通常の商取引、例えば車をかうといふようなことであれば、車のカーディーラーに行つて私がかうといふときには、力関係は一對一、五分と五分といふふうな考えられるのだと思ふんです。どこで買つてもいいわけですから、お客さん、また売る方も、それほどその力関係において弱いといふことはないんではないかと、事金融、特に高利の金融といふことになりましたと、借りる方はせつぱ詰まつていふことになつたような事情があつて、どこからでも借りられるといふことではなくて、借りられるところだつたらそこから多少のことはあつても借りてしまおうといふふうな考えるのが普通なのではないかといふふうに私は思ひます。

そこで、だからこそ法律に基づいて金利を規制しているのではないかと、こういうふうな考えでおるわけでございますが、その点に關しまして、私は、保証人も含めて商工ローンの被害者と

業者との間の力関係については、取引を結ぶ段においては圧倒的に業者の方が有利な立場にあるのではないかなといふふうに思ひますが、その点の御認識を御議論の方に伺ひたいと思ひます。どなたでも結構です。

○衆議院議員(相沢英之君) 先ほど私からお答えいたしました、確かにいわゆる貸金業者のところに駆け込み寺みたいな駆け込む人の立場といふのは、今あなたが言われましたように、とにかくせつぱ詰まつた状態においての借り入れですから、金利のことはともかくとして、とにかく急場しのぎに金を貸してくれといふ例が多いと思ふんです。ですから、そういう関係からいいますと、それは貸す方が借りる方よりも強いでしょう。

しかし、事金利に關して申し上げれば、そういうような業者については、通常の金融機関とは違ひまして、金融機関の場合には預金の金利ですけれども、普通はクレジットカードとかあるいはリース業者のようにそう低い金利で調達ができない。調べますと、やっぱり七％から、物によつては十％まである。

それから、貸し出しに伴うところのリスクも大きいといふことを考えますと、貸し付ける業者としてかなりの実質的な資金のコストになつてゐるわけでありまして、全部の平均を見ましても三〇％台といふことにもなつてゐます。これは非常に高いところと低いところの平均値でありますので一概には申せませんが、その状態を前提として考えますと、私はこの二九・二％でもかなり今の貸し付けの金利よりも下げざるを得なくなるころが出てくると思ひます。そういう意味におきまして、出資法の最高限度を下げるということ、この改定にとつてもプラスになるといふふうな考へてゐるものであります。

○浅尾慶一郎君 今、相沢代議士の方からお話がありました、七％から一二％という調達金利は、例えば今話題になつております日栄とか商工ファンドといふようなところでは、先般、当委員会参考人質疑をさせていただいたところ、調

達金利が大体二％前後というふうな話でござい
ました。

そうしますと、七から一二というものは、具
体的に言うと、質問通告させていただいた内容に沿
った話をさせていただきますと、どういった規模
の業者で、その数がどれぐらいあつて、またその
貸金業者から貸し出されている金額というのが幾
らぐらいあるのか。例えば日栄、商工ファンド、
あるいは商工ローンという企業向けの融資に関し
て言いますと、上位四社がほぼ八〇％以上の貸し
出しを占めているというふう聞いております
が、七から一二で貸し出されている業者数と、
貸金業規制法に基づく届け出をしている業者が貸
し出している金額に占める割合というのをまず教
えていただいて、要するに二・九・二より低くする
ことが社会的にどういうインパクトを与えるかと
いうことも明らかにしたいものですから、今の数
字をお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(相沢英之君) 貸出金利がどの程度
かということにつきましては、実はなかなか的確
な資料を役所側も持っていないのでありまして、
大体のところを各業界の方々から話も承つて我々
としては判断をしているわけであります。

例えば東京都の貸金業白書、これは東京都の貸
金業協会が平成十年四月に出した白書であります
が、それを見ますと、平均の調達金利は、これは
貸出残高によりまして大変ばらつきがございま
すが、大体三・四％から八％、これは消費者向けの
場合ですね。それから、事業者向けのものにつ
きまして二％から八％という程度の数字が挙がっ
ているわけでございます。これは調達金利の数字
でありますので、当然にこれに貸し付けに伴う諸
経費、またこういう業界の貸し付けは貸し倒れの
リスクが相当高い、一〇％前後という数字もあり
ますので、そういうものを勘案いたしますと、や
はりこの平均調達金利が一〇％を下回っているか
らというだけの理由をもって判断をするわけには
いかないんじゃないかというふうに思っております。

○浅尾慶一郎君 私が伺いたかったのは、当然あ
る社会的な機能をこころした業者の方々も果たして
おるということでございましょうから、加重平均
をして、要するに大手の方は多分調達コストは安
いと思うんです。中小の業者は多少高くなつてい
るでしょうということなんです、社会の中で果
たす役割ということを考えた場合に、ではそれを
下げることによって利用者の立場からいうと果た
してどれぐらいの人に影響が出るのかな。幾つ
かの業者が経営が成り立たなくなつてくるという
ことによつてどれぐらい利用者の方に影響が出る
のかということを知りたかつたものですから、そ
れでその貸出金額がこれぐらいのところは調達コ
ストは大体これぐらいですよということを知りた
かつたんですが、その数字はお持ちでございま
すか。

○衆議院議員(相沢英之君) 先ほどの東京都貸金
業白書によりまして、例えば貸付残高が三千万円
未満のところの調達コストは平成九年三月末が
六・七八％、それから、どの辺をつかましましよ
うか、五億から十億のところでは七・九二％、そ
れから百億から三百億のところでは五・〇八％、
千億以上になりますと三・四％、大変ばらつきが
ございまして。

よろしゅうございますか。

○浅尾慶一郎君 結構です。

それで、先ほど日出委員の方からもお話があり
ましたが、御案内のとおり、出資法と利息制限法
との間にグレーゾーンがあるということございま
す。先ほど発議者の方にはその点についてお答
えをいただいておりますので深くは伺いませんけ
れども、ちよつと私のそこに関する考え方を述べ
させていただいて、もし何かあれば御答弁いた
ければと思うんですが、そもそもグレーゾーンが
あるということ自体が法の中ではおかしいのかな
というふうに思っております。だとすると、解決
策は、もしどうしても高い金利のものが必要であ
るということであれば、利息制限法の方の金利を
上げて、そして一本の法律にすることとなるの

ではないかというふうに認識をいたしております
。

この点に関しまして、若干それに関連する質問
なんです、多分これは金融再生委員長に伺つた
方がいいのかなという気もいたしますけれども、
御案内のとおり、利息制限法は任意に支払つたも
のについてはその限りではない、貸金業規制法の
四十三条にもそのとおり書いてありますけれども、
では任意に払わない場合、端的に言いますと、
例えば私がいわゆるサラ金業者に行きまして百万
円を借りて、もうこれは法律違反だから払いませ
んよといった場合には一五％で済むということに
なつておるようでございます。また、それは裁判
をした場合も当然それで勝つてということになつ
ておるんです。

私は、これも先般の当委員会での質疑でも申し
上げましたが、法律の前提というの法を知ら
なかつたからというのでは救われないという立
て方になつておりますけれども、今申し上げた利
息制限法を超える部分について、払わなければ払
わなくていいんだということを知らなければ払
物すく少くないと思ひます。特に貸金業に駆け込
むような方々、それぐらい貧窮されている方々に
とつてみると、そのようなことを知らない方が圧
倒的多数なのではないか。また、保証人というこ
とで協力をされている方にしてみれば、なおさら
そういうことになるのではないかというふうに思
つております。

何を再生委員長に伺おうかなと思つたのは、そ
の点の周知徹底というのをぜひしていただきたい
。周知徹底というの意味は、任意に払わない、要
するに払ひませんと云つたらこれは払ひなくて
もいいんですよということを知らなかつたがため
に払ひつまつたという方が非常に多いと思ひま
すので、それをぜひやっていただきたいと思ひま
す。

それは先般の当委員会でも可決しましたいわゆる
ノンバンク社債法案についての附帯決議にも、そ
うはつきりはもちろん書いておりませんけれど

も、附帯決議の趣旨にも沿ふことなのではないか
というふうに思つておりました、ぜひ全国貸金業
団体の方にそういったような通達を金融監督庁の
方から出していただきたいと思ひますが、もし何
かありましたら。

○国務大臣(越智通雄君) 浅尾先生からは去る十
一月十一日の当委員会においても同様の御質疑が
ございまして、そのときには何か張り出してはど
うかという御提案でございました。私の方では、
大変大事なポイントでございましてから検討させ
ていただきますというお答えをさせていただいた次
第でございます。

でも、ここをいろいろ検討させていただきま
す、やはり両方が合意した場合にはいいという、
そこまで書かないといけないかな。そこまで書
いてしまうと、二割なら二割とか、一五％以上は
同意しなきゃ払わなくてもいいんだということの
後ろ側に、しかし同意していればいいんですよと
書くということが一体どうか。書かないとい
うことはやはり法律の建前上はおかしいかなと。
それからもう一つ心配なのは、そこまで張り出
したりなんかした場合には、わかつていて払つた
のだから、それを見て払つたのなら、気がつか
なかつたということでは借りた方からは言えなく
なりましてよという問題点も出てくる。それからさ
らには、率直に言うと、金利のその話じゃなくて、
先ほど相沢先生からもお話がございましたが、も
つと追い込められた状態のときにそういうような
判断がつくかな。だもんですから、店舗に出す
というよりも、一般的な消費者によく知らし
める何かもつとほかの方法でそういう関係をした
方がいい。

殊に、消費者金融の方は割と定型化しちや
つています。今問題になつてくる事業者の方
はある意味では法人でございまして、何と申し
ますか、契約とかそういう商事の手続についてあ
る程度認識が高いんじゃないか。一番わかつてい
ないのは、そう言つてはなんでございまして、消
費者金融の方にそんな法律知らなんだという話が

○淺尾鳳一郎君　大臣の御発言は、貸す方に通達を出してもなかなか難しいだろうというのは、それは確かにそのとおりかもしれませんが、私の問題意識は、要するに法律を知っている人と知らない人の間に不公平がある。それは法の建前上は知っていることが前提ですからしょうがないという議論はあるかもしれませんが、ただ法の正義という観点からいえば、これはもう周知徹底ということとを、コマーシャルでも何でも結構でございますから、ぜひしていただきたいということはお願いを申し上げさせていだきたいと思ひます。

今、消費者金融のお話がございましたが、確かに消費者金融のところに言えば、これは保証もとらずに、そのかわり最高限度額が五十万円ぐらいで、多分四社ぐらいから借りるのもうそこでおしまいというような仕組みになっておるようでございます、ですからどんなに多く借りてもサラ金からは二百万円ということなので、これはこれで返せる、大手のところであれば返せる範囲内なのかというふうに思います。

今問題になっております商工ローンは、もう皆様方に申すまでもありませんけれども、金額が非常に大きいということ、確かに物的担保という観点では無担保ということかもしれませんが、人的担保というか保証をとっておるわけでございます。

保証をとるということは、先ほど事故率も高いというふうに相沢代議士の方からお話がありましたけれども、保証をとる場合には、これは保証人が多ければ多いほど事故率が低くなってくるのは当たり前のことでありまして、例えば三人保証を

たとすると、今回御提案の法律は株保証の部分について書面の交付というものはありますけれども、根保証で何人もとる場合にその制限金利が高利といふのは論理的にはおかしいのではないかなといふふうに思いますが、その点について、保証をとった場合の制限金利について何か議論があったかどうか、発議者のどなたでも結構ですから、お伺いいたします。

委員御指摘の点はこの法案を取りまとめるに当たりまして私どもも問題意識を持った点でございます。

しかしながら、保証金額や保証人の数というものの、今、上限というお話があったわけでございますけれども、どのような合理的な基準を設けるのか、またこれが物理的にも立法上も非常に困難である。また、契約自由の原則の中において、契約当事者たちのニーズに合わせて自由なささまざまな形態があるということが本来はきつと望ましい姿ではないか。そしてまた、根保証にも御言及されましたけれども、先ほどもお答えさせていただきましたいたのですが、この根保証契約というものにつきましまして最高裁で有効であるというように認められている以上は保証金額や保証人の数で縛りかけるとするのはやはり適切ではない、そういう結論に至った過程があることを御報告させていただきたいと思っております。

○浅見慶一郎君 確かに法律技術的には難しいとい
うのはわかるんですが、逆に言うと、今問題に
なっております商工ローン大手二社でございます
けれども、ここは、先ほど調達コストというお話

の事業者がすつと立ち行くということはなかなか考えられない。なぜ成り立つかというところ、これは保証人が代位弁済をするから成り立つということではないかなというふうに思っております。今、当委員会では審議中でございますけれども、その部分を考えて、保証の数が多くなれば多くなつただけもう一工夫いただけないかなと思ふ次第であります、これはなかなか答えづらい

そうすると、法律ができた後の運用面において、今度は監督当局の立場から、先ほど申し上げました利息制限法との関係で、特に保証人に対し

て任意の、任意といふことの解釈もあると思ひますが、その部分の周知徹底ということをお願い申し上げたいんですが、越智大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(越智通雄君) 複数の保証人ということになりますと、どの保証人からかかるかといふことも大変難しい話でございます。また保証される方は実はお借りになった方のいろいろな因縁があつてなられる方でしょうけれども、保証される方はしよつちゆう保証しているというわけではなくて、たまたまそういうことから、この方々に貸金業についてのいろいろな規制のあり方方々あるいは注意の仕方を周知徹底するのも、率直に申しましてどういふ方法があるかな、またいろいろ考慮はしてみますけれども難しいかなと。

ただ、保証人の数と貸し付け条件とは直接的に

は関係はしてこない、こう思います。一番心配なのは、むしろ保証人が多い場合に取り立てる方がどういう選択をするかというところで、一番早く言えば取りやすいところにかかってくるという意

（津原康一朗君）今の起誓大臣の御発言はまさにそのとおりだと思ひまして、私もこの問題が出てから何人かのいわゆる被害者の方にもお会いをさせて頂きました。お会いをさせて頂いたいた印象を率直に述べさせて頂いたきますと、本当に善意の方が被害に遭っている。恐らく善意の一般の庶民が被害に遭っている、法律の非常にわかりにくいグレイゾーンの話などもまず知らない

そこで、大臣の発言で大事だなと思つたのは、
 方が恐らく頼まれて判こを押してしまつたといふ
 ことがそもそもの問題の出発点なのではないかな
 というふうに思つております。

先ほど申し上げましたように、法律を知っている人と知らない人で、知っている人は、知っているのが前提です。知らないという議論もあるうかと思いますが、それでは政治的な公正は保たれないんだというふうに思っておりますので、工夫はしていただくとしても、消費者金融の借り手はもちろんですけれども、そうではなくて、こういった業者から借りられている方の保証人に対しても何らかの形で法の正義が及ぶような工夫を本法律が通過した後にぜひ御検討いただきたいというふうに申し上げさせていただきますが、何かありましたら。

○国務大臣(越智通雄君) 一言申し上げますと、金を貸す方も借りる方もいわず中小企業あるいは貸金業という営業になじんだ人たちですけれども、判こを押している方の人は全くそうじゃない

人が多いわけでございますので、先ほど来申し上げましたように、私どもの行政範囲よりもむしろ経済企画庁的な行政範囲とかなり重なっているところか、あるいは向こうがウエイトが高いところ

ですから、よく相談させていただきたい、こう思っております。

○浅尾慶一郎君 それでは、次の問題に入らせていただきますが、今回改正をしてもいわれるグレーゾーンが残るわけでございます。残すことによって具体的にだれのどのような利益を守ろうと思っておられるのかということをお聞かせ願います。

もう少し詳しく言いますと、中小の貸金業者の利益、これが立ち行かなくなってしまうからそれを守るんだということなのか、あるいはそういうところを絞ってしまうと借りられなくなってしまうとつぶれてしまう企業が多いからなのか、その点どちらなのかということをお聞かせ願います。

○衆議院議員(相沢英之君) それは両方あると思っております。

余り事態と離れて厳しくしてしまふ、例えば刑事法である出資法の四〇・〇四％を利息制限法まで下げちゃうと、業界の実態からいって、とてもそれじゃ商売にならないというところもかなりあると思ふんです。今、私のところにも二九・二なんかじゃやれないからと山のようにファクスが飛び込んでいます。

それはそれとしまして、ですからそういう面もあるし、同時に、おっしゃる通りに、借り手の方からしましても、今の金利ではとても高過ぎる、しかし何とかして借りたいた。そうすると、出資法というのは刑事罰がついていてるものですか、それが四〇・〇四％を下げて足りないという御意見の方もあらうと思ひますが、とにかく三〇％を切るところまで下げておけばそれ以上にはならぬ。そこまでは下げるといふのは、四〇％に現実には張りついているところの貸し金も相当多いんです。ですから、そこが下がっていくことになれば、借りる方にとっても利益だ。

ですから、その辺のところは両方から考えて、さっきの答弁の繰り返しになって恐縮ですけれども、二九・二％というところが現状ではいいところ

かなというふうに思っているのではありません。

○浅尾慶一郎君 現状のほぼ一番競争力があると言われている大手の業者さんが恐らく二七・八％ぐらいいんだと思ふんです。ということになりますと、今のお答えですと、現状の大手の業者さんの要請に従ったというふうな聞こえてしまふんですね。

要はどういうことかといいますと、四〇％でしかやらない中小のところは結局つぶれてしまふというふうな考えてもいいわけではございませんか。現状がこうだからという考え方だとすると、成り立たないところは少ししかないからそれはもういいということなのかとも思ひますが、その点、いや、そうじゃないんだということであれば言っていただけだと思ひます。

○衆議院議員(相沢英之君) おとこの衆議院の大蔵委員会、貸金業者の代表の方がこの程度ならばとおっしゃったのが三四・六七五という、ちよつと端数がついてるんですが、そのぐらいいでならよろしいと、こういうことだったんです。確かに、我々が手にしている、あるいは業者から示されているところの現実の貸出金利というのが客観的に見て実態をあらわしているものだとすると、二九・二に下げるといふことになる、とおっしゃる通りに、それじゃとてもやれないというところも出てくるだらうと思ひます。しかし同時に、今の調達金利その他から考えれば、やつぱり今の金利そのものが四〇・〇四％という金利を前提として貸し付けが行われているがゆえに高いという面もあらうかと思ふんです。

ですから、刑事罰がついた出資法の限度を下げることによつて確かに貸し出しの金利も下がるでしょうが、ではそれで全くやれなくなつてしまふという業者がどの程度なのか、その辺のところは正直申し上げて私もよくつかめないのではありませんけれども、何とかその範囲でやっていただけのものじゃないかというふうな考えています。

○国務大臣(越智通雄君) 立案の二九・二というものは、私もこの法律が成立したときに実効を見

守る立場からいいますと、極めて微妙な大変いいところというか、やむを得ざるところじゃないかというふうな思つておられますのは、銀行系カード会社で現状二九・二を上回っているのは大体一社かなと、こういうふうに見ておられますし、流通系のカードでも一社ございます。それから、信販では二社ほどございまして、こちら辺が、もし法律

が改正になって、多少の猶予期間は置かれると思ひますけれども、全部を組みかえていくとなると大変難しゅうございまして、そうすると、どういう格好かで違反を招きやすいと。むしろ漸進的な意味では、二九・二で、日歩八銭ですが、やつていただければ、言葉は悪いかもしれませんが、違法体制へ追い込んでいくかな、こんなぐらいい拝見させていただいております。

○浅尾慶一郎君 今お二方のお話で業者側の観点というものは明らかにしたというふうな思ひますが、ではグレーゾーンは残るけれども借りる人は残つた方がいいのかどうか。借り手の立場からいへば、借り手は安ければ安い方がいいということだと思ひますが、要するに取引関係が冒頭申し上げましたように業者の方が強いと思ふんです、この分野については。

ですから、借り手側にとつてみると、要はこれ以上もつと下げた場合に、ではどれぐらいいの人がお金を実際に借りられなくなつて困つてしまふかと。その点はどういう認識を持っておられますか。

○衆議院議員(相沢英之君) それはちよつと難しいと思ふんです、どれぐらいいになるのか。ただ、私も、確かに先ほどあなたがおっしゃつたように、貸し手の側が強くて借りている側が弱いから実際の資金コストその他よりも高い水準にとどまつてゐる面もあらうかと思ふんです。

ですから、出資法の限度を下げることによつて確かにその点は貸し手の利益が失われるわけでありまふけれども、ならば、全く貸さないというところになればこれまで商売にならないわけでありまふから、そういった点で、先ほど越智委員長から

話がありましたように、いろんなものを考えて、二九・二というのは借りる方も貸す方から考えてもそんなところかな、こういう気持ちなのであります。

○浅尾慶一郎君 借り手についてはなかなか具体的ににはお答えしづらいということはおわかりました。

そこで、私は、消費者金融を除きますと、そもそも商工ローンといったような企業向けのローンについてこれがすぐ問題になっているのは、一つ大きな話で言いますと、日本のいわゆる倒産法制がなかなか厳しい、あるいは社会的にたん破産、倒産をするとなかなか立ち直りがしづらいうところの原因があつて、だから無理して最後の最後まで頑張つて、そして三〇％近い金利で借りて倒れていくということが一つ大きな原因としてあるのではないかと。また、業界の中で余り金利の競争が行われていないというのも一つ問題なのではないかなというふうな考えております。

何を伺いたかといふと、これは質問通告をさせていただいたこととありますが、そもそも金利競争があつて、しかも保証人をとらないで、いわゆる事業のキャッシュフローだけを見てお金を貸すような方向の業界というのが出てくる、と少し世の中は変わつてくるのかと。わかりやすく言いますと、二％の銀行の貸し出しと三〇％の商工ローンとの間の部分がすつぱり抜けているのが多分今の現状なのではないかというふうな思つております。

金融行政の企画については大蔵大臣の所管であるということ、質問通告は大蔵大臣にさせていたいただいておられますが、きょうはいろいろとその分野の専門家の方がおそろいでございまして、どのたでも結構でございますが、まずは大蔵大臣に。

今後、政府として、いわゆる保証人をとつてというの、私はこれはルール違反だと思ひますので、ルール違反というの、リスクが少くないわけですから、ある程度のリスクは、その事業のリスクをとつて貸し出しをしますよ、そのかわり金利は

そこそこのものをチャージしますよというような業界が出てくることによってなだらかな、二%と三%の間の間が埋まっていくんじゃないかと思ひますが、どういふ決意で、あるいはそういつたようなことを考えておられるのかどうか、ちよつとその点を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 今、具体的な制度として図に描いて申し上げることはできませんけれども、基本的な考え方として、我が国の従来の伝統的な物の考え方、これは一般的な人生哲学とも申し上げてよろしいんじゃないか、ローリスク・ローリターンというローリスクということに非常に熱心でありまして、ハイリスク・ハイリターンという見方をする人が多くて、実際にはハイリスクであればハイリターンということはある得るし、俗なことを申し上げて申しわけないんですが、指輪なんかを買うときでも、ちよつと傷があると買わないわけですね。随分安いのに買わないといつたような、どこかにそういう完全主義的なものがございます。

そういう意味では、これからは、おつしやいまして、ある程度リスクはある、しかしリターンも多いという哲学があれば、そういう金を借りてそういう仕事をするのができるはずなのでございますから、物の考え方として私はもつとそうあつていくのが市場経済の考え方ではないかと思ひます。

○浅尾慶一郎君 今のお答えをできればもう少し掘り下げさせていただきたいと思ひますが、具体的に大蔵省の金融企画行政の中で、何があれはそういった市場が育つかということまではまだ特に検討はされていないことなんではないでしょうか。それとも、そこでもしあればお答えいただければと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 恐らく伝統的には、消費者といひますか、利用者保護というサービス精神がちよつと多過ぎたのではないかと思ひます。もつと市場経済に徹しても、国民も子供じやあり

ませんのでというようなところはだんだん出てくるんじゃないでしょうか。

○浅尾慶一郎君 そこで、その場合に一つ大事なものは、繰り返しになりますけれども、リスクをとるといふのは、貸す方もリスクをとるような仕組みにしないといけないのか。今のいわゆる日栄、商工ファンドは、リスクをとっているようなふりをしていますが、保証人を何人もとることによつて、実際上はリスクはとっていないんじゃないか。それから、余りそこをまた政治が、あるいは行政が関与するのは難しいのかもしれないけれども、何かそういったような工夫が必要なのではないかというのを申し上げさせていただきます。次の質問に移らせていただきます。

越智大臣に伺ひますけれども、いわゆるノンバンク社債法が可決した後、その附帯決議に基づきまして、五月二十日付で金融監督庁の乾部長名で全国貸金業協会連合会の会長あてに、遵守及び貸付金利の引下げ」ということで通達を出されております。しかし、残念ながら、実際にいつ起きかは別として、腎臓を売れとかいったようなことがその後も恐らく厳しい取り立てという観点でいへば行われているんじゃないか。特に、問題になつております日栄、商工ファンドについては、それそれやり方は違ひますけれども、ぎりぎりグレーの、グレーのというのは、法の趣旨にのつとてぎりぎり法の中にあるいは外側かというやうなところで引き続きやっているんじゃないかなというふうに思ひます。

ここで申し上げたいのは、監督庁当局としても少し、そういったやうな附帯決議もあつたわけでございますから、事が起きないやうなことをされるべきではなかつたんじゃないかなというふうに思ひます。もちろん通達を出したけれども守られなかつたということがあるかもしれないが、その点について何か御発言いただければと思ひます。

○國務大臣(越智通雄君) 当院の財政・金融委員

会から四月十三日に附帯決議をちようだいいたしました。その際には特に、多重債務問題の深刻化の現状にかんがみて、与信審査の厳格化、過剰貸し付けの禁止、貸出金利の引き下げ等に適切な指導、監督を行うという御要望をちようだいしたわけでありまして、それに基づきまして、本年五月にいわゆる全金連、全国貸金業協会連合会に対して規制法の遵守並びに金利の引き下げについて出しました。

だけれども、正直言ひまして、ちようどそのころ日栄と商工ファンドが、前の年、一九九八年が一番ピークだったんですけれども、九九年に入りましてから彼らの業容が少し落ち込んできたんじゃないかと。それで急に取り立てが厳しくなつてきたという情報がいりう入つてきまして、春以来非常に心配して、この通達は出したけれども、さらに九月に再度通達を出しまして、彼らは自主規制をつくりました。そのときには、九月の末でございましてけれども、全金連の自主規制では根保証は最初の貸出額の三倍までというのまで入れたんですが、私ちようどそのころ着任いたしましたので、どうも彼らのやつていっているのを見ていただけではちよつと心もとないとか、それでもかく我が方の体制も十分でないの直ちに対策室をつくらせました。

それで、実は業者が三万幾つあるのでございまして、この二つだけと言つたらおかしいんですけれども、根保証というやり方をとっているのは、当委員会のお調べでよくおわかりになりました。うに、二番手の方は一番手のところで修行した方でございますから、そういう意味で両方似ておるのでございまして、やつていことが、ここは調べなきやいかぬというので、この両社に対してお金を貸している金融機関十三社に任意でおいでいただきまして、どういふ状況でお金を貸しているか、この取りまとめたものは既に十一月三十日に報告しております。

そのころからぐつといろんな意味で、世論のバックアップもございまして厳しくなつてまいり

ました。そして、実は近畿財務局と関東財務局でそれぞれ呼び出して聴取を始めたところから、今度は警察が入つちやつたものから、やはり司法当局という警察当局のお調べが優先してあります。御存じのとおり捜索も何度も行われております。既にトップの方の事情聴取も行われておりますので、その方の様子も見定めながらこの対策をさらに厳重に執行していきたい、こう思つております。

○浅尾慶一郎君 時間が参りましたので終わりますが、先ほど大臣が言われた消費者に対する利息制限法の周知徹底、これは商工ローンの保証人も含みますけれども、ぜひその点工夫をしていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○海野義孝君 公明党の海野でございます。事前に御連絡してありませんけれども、今回提案をされていらっしゃる方々ですので、熟知されているといふことを前提に、ひとつ谷口議員に御質問申し上げたいと思ひます。

私は、十一月十一日の例の日栄と商工ファンドの参考人招致の際も申し上げましたけれども、一つは、五十八年に貸金業規制法等が行われましたけれども、もうそれから既に十六年経過している。この十六年というのは、我が国金融史上にとつても画期的といふか、史上かつてないやうな経験をしたわけでございます。そういった中で一番取り残された問題がまさに中小企業の問題であります。その中小企業のいわゆる経営上のお米である資金の問題、これがやはり深刻であつたといふことが今般いろいろな形で露呈されたわけでございます。

したがって、高金利の問題、それからもう一つは根保証といういわゆるサラ金でいうところの多重債務的なもの、つまり一人の人が債務者であるけれども十数人の人が保証人であるといふことは、それらの人がそれぞれ借りているやうなものでありまして形を変えた多重債務である、そういう根保証の問題。もう一点は、こういったこと

平成十一年十二月十日【参議院】

から当然起こるべくして起こった問題がいわゆる暴力的な取り立てであるということでございます。こういったことを踏まえて、今般いろいろなところから改正案をお出しになりましたけれども、与党三党の改正案が衆議院で通過をしたということ、ただいまこちらに送付されてきたわけでございます。

そういつたことを踏まえて、谷口議員にお聞きしたいのは、今回の法案を作成するに当たってどういつたことに一番重きを置いて取り組まれたのか、そしてそれは今回の与党三党の法案の中でおむね実現したかどうか、あるいはどういつた問題を残しているか。私が気にかかるのは、三年後に再度見直しをするというようなことがありますけれども、そういつたことを踏まえて、まず御答弁いただきたいと思います。

○衆議院議員（谷口隆義君） 海野委員にお答えをいたします。

○衆議院議員（谷口隆義君） 海野委員にお答えをいたします。

我々公明党といたしましても、今回、与党に参加をいたしまして、この商工ローン問題に対しまして党内の意見を取りまとめたところでございませう。

御存じのとおり、当初、我が党の案は出資法の上限金利を二〇％から二五％にということでごございました。これは、刻みをつけまして、利息制限法の刻みでやろうというように定めたところでございまして。

また 根保証に関しましても、先ほど石原議員の方で個人的な見解ということでおっしゃっていましたが、我が党も一応根保証は禁止というようにした次第でございます。

それともう一点は、今回の商工ローン問題の根本的な問題でございしますが、こういう高利の資金を調達せざるを得ない企業の状況に關しましてよくよく配慮を行うべきだということで、中小企業信用保証の特別保証の割り増し分、今回十兆円積み上げざるを得ないと思いますが、このうち五千億をそういうようなところの融資に振り向けるべきだ、また条件変更いたしましたして振り向けるべき

だ、このように提案をいたしまして与党協議に臨んだわけでございます。この金利の問題も、自民党の相沢先生、また自由党の鈴木先生等と大変なやりとりがございました。最終的に二九・二％、日歩八銭ということに決まったわけでございますが、我々のところは、一刻も早くこの法案をまず成立させることが必要であらうというような観点からもございまして、今回このような金利の引き下げに応じたところでございます。

また、根保証の問題につきましても、法体系全体の立場で根保証の禁止が果たして言えるのかどうかという党内の議論もございましたし、また契約前の書面の交付であるとか都度通知の問題であるとか、現行、根保証の問題で起こっておるようなことも、これが行われますと解決されるだろうというような前提もございまして、御了解をさせていただきます。

また、先ほど浅尾委員がおっしゃっておられました。現行の調達金利が二〇程度である、またたき商工ローンのところは三〇程度という大変高い金利ではございますが、抜けているじゃないかと、そういうような話がございました。我々のところも、そういうような党内の意見もございましたし、私自身もそのような感じだったのでございます。

そういう中で、先ほどお話をいたしました信用保証協会の融資制度を提案させていただきましたんですが、その後、与党内の協議がございまして、与党三党での意見書を出そうということになったわけでございます。

この意見書の内容は、まず第一点が現行の貸し渋りの状況でございます。金融機関の大変な貸し渋りの状況が、このような経済のひずみと申しますか、いわばやみ金融との境目のところの企業、こういうところから借りざるを得ないというような状況があるんだろうというところで、貸し渋りの問題に触れたわけでございます。

もう一点は、現行の金融制度全体の問題でございます。御存じのとおり、我が国の金融機関の制度全体は大手金融機関から地銀、第二地銀、信用

金庫、信用組合と、このような状況になっておるわけでございますが、例えば協同組織金融機関、地域金融機関ですね、信用組合あたりは本来は地域の中小企業に対して融資をすべきでございますが、このところの経営破綻の問題等を見ておりますと、木津信用組合あたりは資金量一兆円というような大きな資金が回って経営破綻したわけでございます。状況を聞いておりますと、大手都銀と同じような融資体制をとっておたというようなこと等がございまして、金融制度全体の問題としてとらえなければいけないだろう、こういう観点で、今回、与党三党の意見書として取りまとめをさせていただきまして、政府に対して御要望した次第でございます。

○海野義孝君 経緯はよく理解できます。

十六年ほったらかしであつたわけですから、極めて短期間によくまとめられたという御苦労に對しては多とすることでありますけれども、今のお話の中にも、さっきの民主党さんのお話の中にもありましたけれども、私は、日本の金融システムあるいは融資体系という問題、貸付金利等も含めまして大変不自然な状態が今日まで続いているので、これはもう早急に取り組んでいかななくてはならない問題であろうと思います。後でまたお聞きをしようと思つておりますけれども、やはりアメリカあたりとは、かなり日本は後塵を拝しているんじゃないかという感じがします。

今、大手金融機関等につきましては、今回の報道等のものを加えれば七十兆円というような資金システムで、例えば公的資金を投じて金融システムの安定化のために資する、こういうふうなことをやっているわけでありますが、これは言うならば護送船団方式をとってきたなの果てでありまして、結局ツケが回ってきたということでありすけれども、実は預金者保護という大義名分のもとに公的資金が相当投入されるということでありす。

しからば、商工ローンの借り手側である、大麥苦しんでいらつしやる、倒産が続出しているような方々にとつての借り手保護というものは一体あ

るのかという問題。今の商工ローンは市場競争が働いていない世界でありまして、まさに貸し手市場だということじゃないかと私は思うんです。こういうことがあつていいのかということなんです。日本みたいな近代的な国家、経済大国と言われたような国家の中でそういうような仕組みが残っているということがいいのかと。

それに対しては、業者の方としては、それは中小のころも考えないということを言いますけれども、今、大手の銀行でも市場から退出するようになったところがどんどん出ている時代です。そういった中で、国際的なそういうところから資本がどんどん日本に入ってくるという時代になっておるわけでございまして、そういった中小の貸金業者等に対しての手だてというものは、これはやはり金利体系の中でまた考えられる問題だというように私は思うわけです。

だから、貸金業者の大手の中では、これは例えば外銀であるとか国内の大手銀行から金を借りられる、ところが中小の貸金業者にとつてみればノンバンクであるとかそういったところから借りなくちゃならない、こういうような状況です。こういうような形のをそのままにしておいていいのかという問題でございまして、そういった点を含めて、先般も実は宮澤蔵相には御質問申し上げましたけれども、この問題はきちつと大臣として、今後の日本の、今ようやく景気の方もやや地べたをはい上がりつつある、来年ないし再来年にはプラス成長に入ろうというような、問題はありますけれども、片やペイオフの問題等も控えています、そういった中で、この問題はやはり捨ておけない、早急に我が国における金融システムとか融資体系等について、これはきちんとやらなくちゃならぬ問題ではないか。そうしないと、今回のこの法案、せつかく改正しても、ただ金利だとか根保証だとか、暴力的取り立てについてはもっと警察頑張れとかという問題で終わつてしまふんじゃないか。もっと根の深い問題であると私は思いますので、その点、蔵相、個人的な御見解でも結

構ですし、これから日本をこう変えるんだという
ような、そういった御指示でも結構ですけれど
も、ひとつお願いします。

○國務大臣(宮澤重一君) 海野議員は大変に長い
この世界においての経験を持ってこられたので
で、私が申し上げることがそれに十分合っている
かどうか分かりませんが、また今度こういう立法
をされた議員各位の皆様の御努力に深く敬意
を表しております。政府としてもぜひお願ひ
したかったところでございました。

それで、今のお尋ねでございますが、先ほど浅
尾さんがおっしゃいましたことに少し私は自分と
しては同感してお話を伺っております。つま
り、基本的に市場経済、自由経済というもの、自
由競争というものに、やはりできるだけそれに状
態を近づける、ちよつと言ひ方は悪うございま
すけれども、今度のマツ何さんという方も、ああ
いう人がたくさんいたらあいうことは恐らく起
らなかったはずであつて、またたくさんいない状
況がつくり上げられてしまつたのではないかと
いう気持ちをするわけであります。

ですから、そういう中で、つまり金を借りたい、
貸したいという需給関係があるならば、それは、
どなたかの言葉をかりれば、存在するものはすべ
て合理的でありますから、何かの理由があるに違
いない。その場合に、そういう取引が反社会的、
ここから反社会的でいいのか、あるいは犯罪的ま
で行くのか、そうでないことを政府が担保する
ということが大事なのではないか。

少しむごい表現になりますけれども、非常に反
社会的なことがある、もちろん犯罪があればもと
よりですが、それは政府は許さない、しかしそ
うでないならば、そこはできるだけ自由な取引とい
うものが確保されればいい。大変むごい言い方
ですけども、私は制度論としてはそういうこと
にならばいいのではないかと、個人とお
つしやいましたので申し上げたわけでございま
す。

○海野義孝君 村井総括次官にちよつと教えてい

ただきたいんですけれども、中小企業、個人事業
者も含めましての経営とか信用状況等の情報シス
テムの構築といったことが私は必要じゃないかと
思ふんです。

昨年来、いわゆる中小企業の金融安定化のため
の信用保証制度がさらに一年延長になり、来年を
含めて十兆円の増額というようなことがありま
す。私の住んでいる千葉県におきましては、こと
しに入つて十月までで約四百数十社が倒産してお
りますけれども、その中で六十一社は信用保証制
度のそういった恩恵を受けて借り入れした。こう
いったところが不幸にして倒産した。しかも、そ
ういった中の約三分の一が商工ローンの方にも手
を出していったということでありまして、その辺の
倒産の因果関係はわかりませんけれども、当然の
ことながら、たまたま二％そこそこの金利の
ところで借りられなくて、さらに商工ローンを借
りたということが命取りになつたかと思ひます。
そういったことを考えました場合に、先ほど谷
口議員からも御指摘がありましたように、本来で
あれば借金、信組等は零細な方々のために手厚
く、不安を与えない、そういった融資をやるべき
なところが、実際にはかつての住専へ金を貸した
とかいろいろなことがあつたということを見て
も、大変その辺のモラルについては私はいかがか
と思ふわけでございます。そういう意味からも、
経営とか信用状況についてのシステムを中小企業
について構築するというのが大事だと思ふとい
うのが第一点。

それから、そういう経営のリスクに応じて貸し
付けの方についても当然金利はそれに對してプラ
スアルファというの、例えばかつてジャパン・
プレミアムがありましたが、国際的な金融機
関におきまして、日本の一流銀行がかつては
○八とか○九パーというようなジャパン・プ
レミアムがついたというのを見ましても、やは
り企業の経営状況によって金利差があるというの
は当然だと思ひます。

これはまさに競争原理が働いているということ
であります。今のような商工ローンの高い金利
で一方的に貸す、しかも貸した金は返さなくて
い、返さないというよりも返してもらうな、どん
どん利息で稼げ、永久に利息でいけ、こんなよう
なむちやくちやなことを言っているということ
ですから、こういったことを直していくために、
今申し上げたような点について、一つは金利体系
の問題、それからもう一つは信用情報システム
を構築するということについてのお考えをお聞
きたいと思ひます。

○政務次官(村井仁君) 海野先生からの大変見識
に満ちた御質問でございますが、金融機関の本来
の役割というのは、まさに債務者の財務内容で
すとか業務内容ですとかそういうものをよく吟味し
まして、そしてその審査を行つて、それで経営で
すとか貸し倒れ損失等のコストなどを十分に勘案
しまして、その上で適切なリスクをとつていく、
そして資金の仲介者として経済活動をやつていく
というのが本来のあらまほしき姿だと思つており
まして、そういう方向で私どもは指導しているつ
もりでございます。

事実、私どもが見ておりましたが、いわゆる地
域密着型の金融機関がそれぞれの地域における中
小企業の経営の実態というものを非常によく把握
しているのも、これもまた一つの事実だと思ひま
す。私ども、そういう地域金融機関というものを
できるだけエンカレッジすると申ししようか、
そういう方向で支えていかなければいけない、そ
ののためのシステムをきちんとしていかなきゃい
けない、こんなふうに思つております。監督に際し
まして、金融機関が必要以上に融資態度をかた
くしまして資金供給が円滑に行われないうとい
うな事態が生じないように十分注意をしていき
たいと思つております。

先ほど金利水準をそれぞれのレベルで変えら
れようというお話が浅尾先生からも出ました、谷口
先生からも出ました。それに対して、宮澤大
臣からも御見解が示されましたが、一部の地銀あ
るいは信金などでは、私の承知しております限り

でもやや高目の金利を設定しまして弾力的な扱い
をしているような例もばつぽつ出てきているよう
に見えております、ただいま御議論のありました
ような方向に行けば大変結構なことだ、そんな
ふうに感じる次第でございます。

○海野義孝君 終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。

発議者の方々に伺いたいと思ひます。
先ほどの御答弁の中にもありましたが、恐らく
ほかの同僚議員の方々のところにも山ほどファク
スが来ていると思ふんです。被害者の方々ある
いは早くからこの商工ローン問題、この社会問題に
取り組んできた弁護士の方々、こういった方々か
ら多くのファクスが届けられております。それは
一様に、今度の問題でこの法案に關してどうして
も取り組んでくれという内容は、一つは高金利の
問題、出資法の制限金利を利息制限のところまで
下げてくれというのが第一、それから過剰貸し付
けの問題、そして根保証の悪用の問題といったと
ころが重要な内容になつておると思ひます。私の
ところにもたくさんそういった内容のものが寄せ
られております。

そういう点で、この与党提案の法案の内容を見
ますと、その重要な三つの問題について不十分
ないしは非常な欠陥があるというふうに言わざる
を得ないと思ふんです。
そこで、まず最大の問題であります高金利の問
題について伺いたいと思ふんですが、先ほどの二
九・二を設定した根拠についての答弁は、たしか
業界の平均金利というのが大体中心の問題だと
いうふうに伺つたんですが、そう理解していい
ですか。

○衆議院議員(相沢英之君) 業界の平均金利とい
うことでありますが、それは貸金業全体の平均的
な金利が大体三〇％ちよつとというデータもある
わけであります。無論これは大きいところもあり
ますし、小さいところもあります。つづくるみの
平均でありますから、かなりの幅があるというふ

うに思つてはありますが、いずれにいたしまして三〇%前後が現実に貸し付けの平均金利となつていますから、この上限金利を二九・二%に下げることによつてかなり影響がある業者もあるうといふふうな思つております。

○池田幹幸君 ともかく四〇%近い高金利、三〇%の高金利、こういった借金をしてなかなか営業は成り立っていない。それをわかつていて借金をするといったところで社会問題が発生していくわけなんです。

私もこの委員会では日栄の社長と商工ファンドの社長を招いて参考人質疑を行ったわけですが、その中で両社長の話によりますと、どちらも二%台の調達金利、そして貸出金利は日栄が三〇%ちょっと超えたところ、商工ファンドが三〇%ちょっと下がったところという、どちらも大体三〇%という貸出金利だったわけなんです。そうしてみますと、先ほどの浅尾委員の質問の中にもあったんですけれども、今一番問題になっております日栄と商工ファンドの貸付金利を参考にして、彼らにとつて痛くもかゆくもない金利の設定をしたということになるんじゃないかと思うんです。

そういった点からいうと、この法改正の目的であります借り手の保護といった点は一体どうなるのか、どう考えておられるのか、そのことについて伺いたいと思います。

○衆議院議員(相沢英之君) 日栄と商工ファンドを参考人でお呼びになりましたお話、ちよつと私も新聞で見た程度でございしますが、確かに平均的な金利という点からいうと、恐らく三〇%の範囲内に入っているんじゃないかという気はいたします。ただ、これは相当、資金量からいえばいわゆる貸金業者の中において占める比率は非常に高いものがありまして、したがつてその調達金利もおつしやるように安いということがありますから、二七・八、三〇%という範囲内での貸付金利になつていくかと思ひます。

しかし、三万もある業界でありますから、現実データを見ましても、平均的に見ても四〇%近

くに張りついているという面もあるものでありますから、出資法の限度、つまり刑事罰をもつて規制するところの出資法の限度を三〇%、四分の三に圧縮することによつて影響を受けることも相当多い、こう思つておられるのであります。

なお、日栄と商工ファンドに關しまして特に問題になつておりますのは、もちろん金利の点もありませんけれども、貸し付けの実態が問題になつているのであります。異常に厳しい取り立てをする。これは、もちろん現行法におきましても威迫等をもつて取り立てを行うことは禁止をされておりますが、問題となつております業者は保証業者を使つて行つていられることとありまして、保証業者に關しては現行法では取り立てに關する規制が及ばないようになつています。そういった点は今度の改正によりまして保証業者にも厳しく及ぶように。なお、それに対する行政法上、また刑事法上の罰則も強化しているということ、その行為面においてはかなり目的を達することができ、このように考えております。

○池田幹幸君 厳しい取り立てとか暴力的な取り立て、こういったことが社会問題になつていられるわけですが、その根底にあるのが高金利の問題であるいは過剰貸し付けの問題、根保証契約を悪用した問題というのがあるわけで、それが総合された形でそういう形であらわれているわけです。ですから、一番このところを、法律をつくる以上はその根源のところにメスを入れていかなければならないと考えるわけです。

そういった点で、二九・二%になると貸金業者の中に経営が成り立たないところが出てくるというふうな話ですけれども、しかし今考えなければならぬのは、こういった二九・二%という設定をして果たして借り手が保護されるのか、今社会的な問題になつておるその被害者の方々が救われるのかという問題なんです。四〇から二〇まで引き下げないで、ちよつと中をとつて三〇にした、そうすると被害者が果たして半分には減るのか、そういう問題ではないでしょう。日栄、商工ファンド

は三〇%の貸付金利なんです。高金利という面で見れば被害者はほとんど減らないと見るべきだと私は考えるんですが、いかがですか。

○衆議院議員(相沢英之君) いろいろと業界の調査でも、貸し付けのいわゆる実質金利、利息、手数料とかその他のものを含めましての実質金利は四〇%に張りついているところが多いわけでありまして、出資法の限度を下げることにによりましてそれはかなり厳しい規制が加わるというふうな承知しております。

○池田幹幸君 結局、グレーゾーンを残すということとは三〇パーに今度は張りつくだろうというふうには私は思ふんです。

問題は、利息制限法をはるかに上回る高金利の常態化といったものがどういうことを意味しているかという点、国民生活センターのこの報告によりますと、多重債務者問題に關する調査報告書ですけれども、この中ではこう言つておられるんです、「このような高金利は業者が過剰利潤を許し、その結果として多くの悪質な業者の市場参加をもたらしていると言へる」と。まさにこの高金利の設定が悪質業者をふやしているんだと。皆さんのおつしやることは全く逆です。長く取り組んでおるこの調査報告でいえばこれが実態だと、私はそう思ふんです。まさに、そういった点で利息制限法のところまで金利をまづ下げるといふことが非常に大事だ。

特に、考え方としては、少なくとも利息制限法内の金利で経営が成り立つような、そういった貸金業が営まれるように指導していくのがまさに政治的使命じゃないかと私は考えるんです。それを今の実態に合せてというのではお話にならないんじゃないか。実態に合ふならば、今起きている社会問題をなくすというところに合わせなければいけないと考えるんですが、いかがでしょう、再度。

○衆議院議員(相沢英之君) 業界の各貸付規模別の資料等を見ましても、平均して三〇%という数値も出ておるわけでありまして、ということとは、か

なり三〇%を上回るところの貸し付けを行つていられる企業も多いわけでありまして、二九・二%に引き下げることによつて従来の貸し付けの金利もかなり下げざるを得ないというところも当然に起きてくるというふうな思つております。

貸金業界から、先ほども申し上げたと思ひますがけれども、こういうような引き下げではとても営業ができないからという猛烈なブラス等もかなり入つておるわけでありまして。私も、考え方としては、そういうような現状をそのまま認めるようなことではこの法律を改正して規制をする意味がない、そういう判断のもとに四〇%から三〇%、その意味でいえばかなり下げていると思ひますが、金利についても厳しくすると同時に、行為規制をさらに、衆議院の質問者の方から少しやり過ぎじゃないかと思はれるぐらいの規制の強化を図つたのでございします。

○池田幹幸君 そういたしますと、この二九・二%という金利は将来もずっとこういう形で固定化していく、どんどん引き下げていくという立場には立っていないというふうな私には聞こえるんですけれども、そうですか。

○衆議院議員(相沢英之君) これは法案の附則にもつけてございしますが、「この法律による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律第五条第二項については、これは金利でございますが、この法律の施行後三年を経過した場合において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。」、こういう見直し事項をつけておるわけでありまして。

この見直し事項の解釈はあるいは分かれるかもしれませんが、少なくとも資金需給の状況その他の経済・金融情勢等を勘案して今後見直すことあるべしということをうたつておるわけでありまして、決して二九・二%をそのまま今後も続けていくという考え方はございしません。なお、余計なことを言ひますれば、三年後の見

直し規定は少なくとも三年たてば見直すということでありまして、今後、金融情勢その他の情勢の変化があれば当然またこの法律についても検討を加えることはやぶさかではない、このように考えています。

○池田幹幸君 三年後の見直しということは、逆に言えば三年間はそのまま固定されるということの意味するわけでしょう。三年間は二九・二％を引き下げることはしないということの意味しているとも言えるわけですね。

さらに、今言われた附則八条ですけれども、確かにそう書いてあります。しかし、施行後三年を経過した場合において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の実態等を勘案して」とあるわけですが、今のゼロ金利と言われる非常に金利の低い情勢で、三年後、このゼロ金利よりもさらに低い金利情勢というのは考えられますか。恐らく今より金利は上がっていると思います。とすると、ここに書いてある「資金需給の状況その他の経済・金融情勢」という点でいえば、むしろ業者にとつての調達金利は上がるということの意味するわけでしょう。そうすると、業者の経営だ何だかんだ、その後には貸金業者の業務の実態等」というのがくついついてきますと、どう考えたとてこれは下がる方向にはない、二九・二％を上げるといふ方向の見直ししかここには出てこないじゃないですか。いかがでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) 先ほど附則八条の見直し事項を御紹介申し上げましたが、その中に「資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して」と、こういうふう書いておられます。私も、これは総合的に見てその三年後の情勢等をいろいろ検討して必要な見直しを行う、こういうことでございまして、今、引き上げるあるいは引き下げる、そのことを今の時点で決定づけて考えているわけではない、こういうことはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

ちなみに、衆議院でこの法案を可決する際に附

帯決議が付きまして、「上限金利の見直しの検討に当たっては、資金需給者の利益の保護等に配慮すること。」「こういう附帯決議もついているところでございますから、そういったことも当然検討に当たっては考慮する、こういうことでございいます。

○池田幹幸君 では、今の答弁だとやっぱり上げることあり得るということなんですね。そういうことでしょう。

そういうことではなしに、やはり今のこの状態を考えれば引き下げていかなければいけないんだ、利息制限金利の水準まで下げるのがまさに使命なんだと私たちは考えるわけです。それは考えないんだ、三年後の見直しのときには上がることもあり得るよ。しかし、どう考えたって調達金利でいえば、今のゼロ金利の状態よりさらに下がるはずがないんですから、そういう点では、素直に見たら上げるのかと考えざるを得ない、そういう欠陥を持っているということは指摘しておきたいと思うんです。

余り時間がなくなってきたので次のところに移りたいんですが、過剰貸し付けの問題です。

過剰貸し付けについては、私は四月の時点でちよつとこの委員会に取り上げたことがあるんです。そこでは、けしからぬ形で貸し付けをやるわけですが、取り立てのときに脅迫的な取り立てといふのはあるのだけれども、貸し付けるときにまでおどして貸し付ける、つまりキャンペーン中だから借りたくもない人に借りろ、貸すと言わけて、百万借りろと。しかし、資金需要がないのだから嫌だと言つと、それでは今貸している金を全部返せと無理無体な要求をやっている。返せは返さない。返せなんだったら借りろという形で押しつけの貸し付けをやつたということがありまして、これは日米が裁判になつていふ事件なんですから、そういうこともあります。

こういった過剰貸し付けというのに対して厳しい規制をかけていかなければいかぬ。現行法でも十三条があるわけですが、しかしながらこ

の十三条は罰則規定がない。今度の改正案も、その点では過剰貸し付けを規制する罰則規定がない。少なくとも過剰貸し付けという点については定義もない。だから、その定義をきちつとできれば罰則規定も設けられるだろうけれども、そういった努力がなされていらないから罰則規定がない。これで果たして過剰貸し付けをどうやって規制するんだ、業界の自主規制等に頼るしかないんじゃないか、それでいいの。どうでしょうか。

○衆議院議員(鈴木淑夫君) 池田委員御指摘のとおり、法第十三条に過剰融資禁止規定がありますが、これは訓示規定みたいなもので罰則を伴っていない、与党案ではそこを強化していい、それで大丈夫かということですね。

私も率直に言ひましてこれは随分議論いたしました。罰則規定を入れるとしますと、法律上過剰融資の構成要件をきちんと書かなきゃいけないですね。何とかそういう過剰融資の基準といふますか、法的な構成要件をつくれないうものかと思つて議論しましたけれども、定型的な消費者ローンならいざ知らず、これは事業用資金の融資でございます。そういったしますと、過剰かどうかの判定というのは、その融資先の企業の業績はもちろんのこと、その企業が属する業界の状況とかその将来性とか、あるいは競争条件とかその経営者の資質とか、さらには将来のマクロ的な日本経済の動向とか、実にさまざまなものが絡んでくるわけで、これはまさに融資に際しての金融業の本質ともいふべき審査の真髓の話になります。

これはなかなか法的な構成要件はつくれないという結論になりまして、それで一つは、おつしやるように業界の自主規制でもつと過剰融資を防ぐように努力してもらおうということを考えた。もう一つは、やや間接的でありまうけれども、保証人に対して事前の書面による説明とか、あるいはその後追加融資するときのその都度の書面による連絡とか、さまざまな形で外から過剰融資が起す。こ

○池田幹幸君 保証人の問題はちよつと時間がなくなつてできないと思うんですが、今言われたの一言申し上げておきますけれども、書面による事前の問題と、それから保証人にその都度報告を出すというのがありますね。しかし、その報告文書を送つたとしても、受け取つた保証人がもう根保証契約しておつて、その限度額まではほとんど追加されているというのを黙つて見ているしかないわけでしょう。これストップだ、いやだめだ、この契約はもうこれ以上の貸し付けは認めることはできないと言へるのかというと、そういうのはできませんからね、今度の法改正では。それでは余り意味がないんじゃないかと思ひます。

ちよつとともへ戻ります。

過剰貸し付けの定義の問題ですが、結局やりやうがないから何もやらないというお答えですね。果たしてそうか。少なくとも今まで金融監督庁で過剰貸し付けの防止についてはガイドラインをつくつて、これで行政指導していたわけじゃないですよ、こういうことをひとつ考えてくださいよといふだけの話だつたわけですが、しかし少なくとも一定程度の努力をしているわけですね。これについてなぜ検討がなされなかつたのか。

確かに定量的、定型的に難しいかも知れませんが、しかしこの過剰貸し付け防止のガイドラインの四項目、その一番には「過剰貸し付けの判断基準」といふのがありますけれども、そのほかに「無担保、無保証の貸し付けを行うときは、借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自ら記入させることにより、その借入意思の確認を行うこと」といふのがありますね。こういったものを参考にした一定程度の過剰貸し付けの定義というのを考えることは可能だと思ひます。またいろいろありまして、きちんとした調査をしていふのも四項目にあります。

こういったことを検討すれば、当然のことながら過剰貸し付けの定義といふのはできるし、何といつてもそれぞれの金融機関にしても貸金業者にしても顧客の信用調査といふのはちゃんとやるわ

けです。その上で貸し付けをやるわけで、そういったところに着目した過剰貸し付けの定義というのは考えられるし、考えなければ、過剰貸し付けはやりやいけませんよと言つても意味がなくなるわけですよ。ここに知恵を絞らなければならぬんじゃないか。改めて伺います。

○衆議院議員(鈴木淑夫君) 御指摘のように、業界の自主規制だけじゃなくて、例えば金融監督庁のマニュアルの中でも、過剰融資かどうかを判定する基準をいろいろ考へて出しているんです。我々は当然そういうものを全部読んで議論しました。

しかし、事後的にこの融資は過剰融資だったんじゃないか、こういう判定はできません。だけれども、事前に、しかも法律的な構成要件だから、一般論として過剰融資の基準を書いていくというのは大変に困難だということでありましてそういう結論に達したと。

なお、先ほど答弁漏れが一つありましたので補足させていただきますが、三年後の見直しに関連してなんですけれども、私どもは衆議院で附帯決議をつけたときに、三年後の上限金利の見直しの検討に当たっては「資金需要者の利益の保護」と言っているんですね。資金需要者側を考へるというのは当然下げの方なんです。だから、一方的に上げ以外あり得ないじゃないかとおっしゃるけれども、下げのことも考へるわけです。第一、経済情勢からいまして、今のような極端な貸し渋りみたいなものは三年後には解消しているかもしれないじゃないですか。そうしたら、もう少し一般の金融は資金需要者につくかもしれないじゃないですか。そういうことも我々は考へたから下げる方向も入れてあります。

ちなみに、この附帯決議には共産党さんも賛成しておられますので、下げの方向もあるということとを御確認いただきたい。

○池田幹幸君 その下げの方向も読めるということと賛成したんです、おっしゃるとおり。ただし、今伺うと、どうも上げのこともあり得るということ

とを強調されるので、それではせっかく衆議院でつけた附帯決議は何だったんだということがあります。

時間が参りましたので終わりますけれども、やはり三年後見直しというのは、本当にそんなにかげんな、いいかげんなというかあいまいな形じゃないに、きつちりと利息制限法の制限金利の水準まで下げることが目指すんだという方向を明らかにすることが大事だということを改めて申し上げて、質問を終わります。

○三重野榮子君 社民党の三重野榮子でございます。

四点左右質問させていただきます。まず、出資法の上限金利の水準等につきまして衆議院にお伺いいたします。

商工ローン被害防止のために少なくとも二九・二%の上限金利はもとより引き下げられる必要があると考へますけれども、二九・二%という水準はどのような根拠によるものでしょうか。

それからまた、利息制限法のように元本の額によつて上限金利を段階的なものにするという案が公明党の初めの案では示されていたと思うんですが、けれども、上限金利を二九・二%に一本化するに至った経緯についても御説明をお願いしたいと思います。

さらにもう一点、あえてグレーゾーンを残した理由についてもお伺いいたします。

以上、三点につきましてお願いいたします。

○衆議院議員(相沢英之君) 二九・二%、日歩八銭という数字については、先ほど来いろいろと御質問がございまして、お答えもしてまいりました。現在、出資法の上限四〇・〇〇四%は昭和五十八年当時の一〇九・五%から下げられたものでありまして、当時の金利一般の水準に比べますと、私が申し上げるまでもなく、現在は極めて低金利の状態になっております。また、調達金利も当時比べてかなり下がっておりますし、また分野によつてはその業務の範囲も量も広がっておりますから、そういうことを考へますと、調達金利を含めまして実質的なコストも下がっております。思いいますし、当然資金需要者の利益も考へて下げていかなきゃならぬ、このように思っているのではありません。

ただ、その実態的な調査資料が必ずしも十分ではありませんが、現行四〇%、出資法のぎりぎりのところから張りついているような状態もありますから、今の二九・二%に下げれば実質的にも、これは刑事罰のついていないところの限度です。から、実際の貸し付けにおきましても金利は下がってくる、下がらざるを得ないわけでありまして、このように判断をしております。

そのような出資法の限度としての金利は、二〇%もうちよつと下げるといふ、あるいは利息制限法の金利にまで下げるといふ御意見はありますけれども、まあまあこの辺のところが必要とかなというところで、三党の間におきまして話し合いの結果、決定を見たわけでありまして。

○衆議院議員(石井啓一君) 補足して御説明を申し上げます。

私どもの当初の案では、確かに委員御指摘のとおり、利息制限法の元本の区分に応じて二〇%から二五%の上限金利でどうか、こういう案をつくったわけでございますが、それを一定の金利にした理由はいかんといいまして。

これは与党の中でいろいろ協議をいたしました。元本の区分に応じて刑罰がかかる上限金利を変えようとした場合、どういふ元本の区分でやるのが適当なのか、果たしてそれは利息制限法の元本区分でいいのか、そういう議論もございました。また仮に元本の区分に応じて刑罰のかかる上限金利を設定した場合、同一の借り手に対して融資額を小分けして事実上脱法行為が行われるという懸念もある、こういう議論がございまして、私どももこの上限金利を一本化することに了解をしたところでございます。

○三重野榮子君 グレーゾーンのことはどうでしょう。

○衆議院議員(相沢英之君) 済みません。

御承知のように、現在出資法、それから利息制限法、貸金業法、三本立てで利息に関する規定があるわけでありまして、御案内のように出資法の限度四〇・〇〇四%、現行におきましても利息制限法の上限金利との間には開きがあつて、そして利息制限法の金利は貸し付けの金額によつて御案内のように三つに区分されている、一五・一八、二〇ですね。その二倍までは借り主の方が任意に支払つたときは有効である、こういうふうな規定になっております。それがいわゆるグレーゾーンであります。それは遅延利息等賠償金のことを言っているのではありません。

そこで、なぜこれを一致させないかといふと、そういう賠償金の金額をも含めた制限額になつていふことと、それからもう一つは、片やこれは刑事罰ですから懲役三年とか三百万の罰金とかの分野と、それから民事上の契約、民事法の世界であるところ、これは制限金利を超えた金銭消費貸借については無効ということになっておりますけれども、その民事上の制限金利との間には幅があつてもそれは差し支えないんじゃないか。しかも、それは強制的に払わされなければいけませんけれども借り手が任意に払えば有効である、こういうような規定の仕方でありまして、そういうようなゾーンがあつても差し支えない。グレーゾーンというところも聞かえが悪いんですけれども、私どもはそういうふうに思っております。

ただ、今度の改正案におきましては、従来その利息制限法の二倍まではいいということにしておりましたものを一・四六倍ということにいたしましたから、従来よりもいわゆるグレーゾーンは半分以下になつていくわけでありまして。

○三重野榮子君 そこで、大蔵大臣にお伺いしたいのですが、商工ローンに手を出したのはいくつですが、貸し渋りというよりも追加融資をせずに回収だけする銀行の中小企業つぶし、ひどいやり方だという主張もあるわけですが、二九・二%という水準についてどのような感想をお持ちでございますか、大臣にお伺いいたします。

○衆議院議員(相沢英之君) 済みません。

○國務大臣(宮澤重一君) こういう貸金業者というものは、前回、本院、それから衆議院で御議論なされた昭和五十八年当時にも問題があつて、当時はサラ金という問題であつたと思ひますが、やはり金融機関のあり方、最近では随分変わつてはまいりましたが、今までのようなことでございましてから、国民のニーズというものにちゃんとマッチしていかないと必ずしもそうばかりではない、一種の単一存在が多かつたと思ひますから、どうしてもこういう貸金業者というやうなものの社会的な必要がある。当時もそうでありましたし、最近では殊にその金融機関が貸し渋りをいたしましたからなおさらそうになりました。その証拠には、金融機関から貸金業者の方へ金が出て、それが貸されておるといふようなことはそれをよく物語つております。

したがって、さつきから申しますように、制度としては、だんだん自由競争といふものが金融機関の間に当たり前になつていつて、いろいろな金利でいろいろな貸し付けが行われるといふやうなことになるに從つて、それでも貸金業者は貸金業者としての自分の分野を持つと思ひますけれども、そこは今日のような形から大分変わつていくだらうと思ひます。

二九・二%でございますが、このたび衆議院の各議員がこういう立法をされたときに、政府もお求めに應じていろいろ意見を申し上げてまいりました。私も前は前回の、殊に私の場合には、五十八年のときに両院の大蔵委員会、法務委員会が大変に苦勞をなさいまして、その結果がごらんのような、グレーゾーンとおっしゃいました、そういうことになつた。

なつたにはやっぱ理由がありまして、今回も、この二九・二%というのが高過ぎるかどうかいえば、それは安いにこしたことはありませんが、しかしこの水準で十分に資金の需要があつて、しかもこの水準で十分に余裕を持つて貸金業者が貸し金ができるかといへば、そうも申せない実情がございまして、これも一種の前回と同じ

ような現実的な処理、しかしいかにも反社会的な風潮のものになつたやうなそういうことだけは改めていきたい、将来に向かつてもうそうかしれませんが、それが衆議院の立法の御趣旨だと思つております。

○三重野榮子君 最後に、労働基準局長にお伺ひいたします。

十一月二十九日に日栄と商工ファンド両社に対して、労働基準監督署が労働基準法違反に基づき是正を勧告したと伺つております。特に商工ファンドに対しては、その約四カ月前に当たる七月三十日に中央労働基準監督署が立入検査に入つてゐると伺つております。また、本日は千葉におきまして、商工ファンドの元社員の方が、残業代の未払い等を理由として大島社長を告訴するとの報道もございました。

先月十一日の財政・金融委員会における参考人質疑の際、私は大島社長に本件について直接お伺ひしたところでございますけれども、今後適切に対処したいという御答弁がございました。しかし、参考人質疑の後は是正勧告が出されたといふことは、大島社長は国会での答弁を守らなかつたといふことになるのではないかと申すので、そこで、商工ファンドに是正勧告を行うに至つた経緯及び立入検査を行うに至つた経緯につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

日栄についても簡単によろしくお願ひします。○政府参考人(野寺康幸君) お尋ねの件でございますけれども、商工ファンド及び日栄につきましては、関係労働者から長時間労働などに関する相談あるいは申告等がなされてまいつております。労働基準監督署におきましては、本社を含めまして全国の複数の支店、営業所につきまして、労働基準法関係等々の履行確保を図るという観点から監督指導を実施したわけでございます。

また、先生御指摘のように、商工ファンドにつきましては、本日午前中に千葉の労働基準監督署に、特に時間外労働に係ります増し賃金の支払い等を理由とする告訴がなされております。監督機関に対しましてこういった告訴がなされた場合には、法違反の事実について厳正に捜査を進めまして、刑事訴訟法の手続に基づきまして今後とも厳正に対処してまいりたいといふふうに考えております。

○三重野榮子君 日栄の方はいかがですか。

○政府参考人(野寺康幸君) 今申しましたように、日栄につきましても基本的には同じでございます。今、今のところ商工ファンドと同じような告訴はなされておりましたが、我々の立入調査によりまして幾つかの法違反が既に発見されております。

したがって、先生御質問の中でお触れになりましたように、十一月の末には是正勧告をいたしております。今後、この是正勧告に従ひまして事業主がちゃんと遵守するかどうかを見守りまして、必要であればさらに強い手続をとつてまいりたいといふふうに考えております。

○三重野榮子君 終わります。

○委員長(平田健二君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひします。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、自民、公明、自由三党提出の貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

日栄、商工ファンドなどの貸金業者に食ひ物にされている中小零細企業を初め多くの国民を救済し、被害を根絶することが我々に課せられた責務であります。

商工ローン問題が自殺者を出すほど深刻な事態になつたのは、日栄、商工ファンドなどが出資法の上限金利に迫る高金利、借り手の資力を無視した過剰貸し付け、詐欺的手法での根保証契約、さらには暴力的な回収を行い、債務者及び保証人を追い詰めているからであります。今求められているのは、これらの状況を踏まえ、出資法、利息制

限法並びに貸金業規制法の改正による徹底した規制強化を行うことです。ところが、与党案には以下のような重大な問題点があることを指摘せざるを得ません。

第一は、出資法の上限金利を二九・二%という高い水準にとどめ、グレーゾーンを残していることです。

三〇%程度という日栄、商工ファンドの貸出金利とこの上限金利がほとんど一致していることは与党案の最大の問題です。これでは、商工ローン被害者の金利負担を軽減するどころか、現状を追認するものでしかありません。

第二に、見直し規定の問題です。上限金利を三年後に見直すとしていますが、三年間高金利を固定化するだけでなく、三年後に下げるといふ保証は全くありません。それどころか、「資金需給の状況その他の経済・金融情勢」によつて見直すという規定では、現在がゼロ金利であることから、金利を上げる可能性すら持つもの

です。第三に、過剰貸し付けについてです。与党案は、現行のまま行政処分の対象にもせず、罰則も設けていません。これでは追加融資を迫る強引な過剰貸し付けをやめさせることができません。

第四に、保証人への説明規定がないことです。与党案では説明文書の交付にとどまつており、これでは根保証契約の際のごまかしの手法が温存され、保証人被害はなくなりません。

第五に、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する制限利息の特例を温存していることです。これは日賦貸金業者が出資法の制限利息をはるかに上回る一〇〇%を超えるような高金利で貸し付け、暴力団まがいの取り立てを行っていること等を容認するもので賛成できません。

以上、主な反対理由を申し述べ、私の討論を終わります。

○委員長(平田健二君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平田健二君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、伊藤基雄君から発言を求められておりますので、これを許します。伊藤君。

○伊藤基雄君 私、ただいま可決されました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・護憲連合、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律における上限金利については、資金需要者の保護等に配慮しつつ、資金需給の動向等を総合的に勘案して、グレーゾーンの是非を含め、検討を加えるものとする。

一 いわゆる商工ローン問題の背景にある中小企業への円滑な資金供給確保の必要性等の観点から、我が国の金融の在り方を総合的な見地から更に真剣に検討し、早急に対応すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(平田健二君) ただいま伊藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平田健二君) 全会一致と認めます。よって、伊藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤大蔵大臣) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえ配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(平田健二君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁速水優君、同副総裁藤原博君、同政策委員会審議委員田谷慎三君、同理事黒田慶君、同理事引馬滋君及び同理事小畑義治君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○世耕弘成君 自由民主党の世耕弘成でございます。十分という大変限られた時間ですので手早くいきたいと思っております。

昨日の速水総裁からいただきました通貨及び金融の調節に関する報告書の概要説明の中で、速水総裁は日本の景気は下げどまりから持ち直しに転じていると明確におっしゃいました。そしてまた、景気の先行きに対しては、個人消費や民間の設備投資など民間需要の動向を慎重に点検していくことが重要な段階であるということで、樂觀することを戒められました。

私はこの景気に関する見解については全く同感でございます。支持を申し上げたいと思っております。特に、四半期のGDPが再びマイナスに転じたというところもございまして、また現状認識では慎重に点検をしていくことが必要な段階という見解、これと同じような見解が今日の月例経済報告でも示されたわけでございまして。

しかし、昨日の御説明の中で私が大変問題に感じますのはこの現状に対する処方せんでありまして、昨日の総裁の御説明では、要するにゼロ金利政策を継続するという処方せんしか示されなかった。これには私はある意味で大失望したわけであります。私は金融には全くの素人ですが、私のような素人でも昔、教科書で中央銀行の役割というの短期金利を動かすことによって金融政策を行っていくことだという勉強をいたしました。昨日の総裁の説明は、要約をすれば、短期金利がゼロになっちゃったから日銀としてはもうやることは何にもないですというふうに聞こえたのですけれども、これでは学生でも考えつくような結論への帰着としか言えないのじゃないかと思っております。

金融政策の運営の責任者として、そしてプロとしての速水総裁に冒頭お伺いしたいんですけれども、本当にゼロ金利政策以外に日銀としてこの景気の難しい局面で、またデフレ懸念が払拭できない局面で何も打つ手はないとお考えなんですか、まずそこをお伺いしたいと思っております。

○参考人(速水優君) お答えいたします。現在のゼロ金利政策は二月十二日に決定いたしましたので、十カ月ぐらいたつておるわけでございまして、

すけれども、これは一口にゼロ金利と申ししましても、毎日毎日の金融の資金の需給関係を眺めながら、金融市場でその日の資金の供給を考へて調節をやっておるわけでございまして、その結果としてゼロ金利、つまり翌日物のオーバーナイトの無担保コールレートに影響を与え、〇・〇二%となっております。タム物の金利は、今、年越しで少し上がっておりますけれども、これも下がります。長期金利も下がります。株式にも金も回っていったって株が上っていく。金融機関はかなりの潤沢な資金を持って企業の方にも金が回っていくといったような効果が十分出つたところだというふうに思っております。

やはり、市場では資金はかなり潤沢に出ておりまして、それがその日の余剰として日本銀行にも戻ってくるといったような現状でございまして、これは毎日毎日そうやってその日の需給を見ながら対応しているわけで、言ってみれば、ゼロ金利でやれよということ金融市場局に指示して、その日の動きを見ながら毎日、調節の苦勞を、いろいろ苦心を重ねて実効を上げておるというのが現状であります。

その辺は財政なんかとも少し違うんだと思えますけれども、金融というのは、政策を一度決めましたら、その線金融市場を見ながら手を打っていくというのが政策のあり方であらうかと思えます。弾力的に適時適切に調節をする、オペのいろいろな道も開いて必要なオペをやっていくといったようなことで資金自体は潤沢に流れておりますので、今のところこれ以上さらに新しい政策を打っていくということにはやる必要はないのではないかと。足元の景気を見ましても持ち直しが転じていると判断できるような数字が出ておりますし、ゼロ金利を継続しながら豊富で弾力的な資金供給を続けていくというのが適当ではないか。

ただ、将来、私ども、今のこの政策を少なくともデフレ懸念が消えていく展望が見えるまで続けたいということを申しまして、その方向で毎日の実体経済及び金融市場の動きをウォッチしていると

いうのが現状でございます。

○世耕弘成君 ありがとうございます。

実体経済を慎重に見守られているということと、
ご意見を申し上げます。実体経済では現実に土地の値段がなかなか下りてくれない、これが資産デフレを起している、私は日本の景気にとつて非常に足を引っ張る要因になっていくんじゃないかと思つています。地価の下落に歯止めがかからないと個人や企業のバランスシートというのがどんどん悪くなつて傷んでいって、そして商品ですとかサービスの価格ですとか、さらには賃金へデフレがどんどん波及していく。私は、この際思い切つた対処、すなわちインフレ目標を設定するとか、あるいは思い切つた金融の量的緩和に進むべきだと、そのように考えます。

ちよつとここで話題を変えますけれども、実はきようは田谷参考人に御出席をいただいております。

皆さんも御記憶だと思ひますけれども、先日十二月一日の本会議で日銀の政策委員会審議委員になつていただくというこの承認の議決をしたわけでありまして。私は、この手の人事案件での投票では、非常に珍しくと言つたら怒られるんですけども、かなり思い入れを入れて賛成のボタンを押させていただいたつもりです。

なぜならば、田谷委員は大和総研時代に繰り返して金融の量的緩和の必要性というのを説いてこられた、またその可能性も説いてこられた。この方が政策委員会の審議委員に加わつていただければ日銀の金融政策に変化が出るんじゃないか、ゼロ金利政策以外のパラエティが出てくるんじゃないか、そういう期待をいたしました。これは決して個人の期待ではなく、機関投資家あるいはアナリストも同じような期待を抱いていたと思うわけなんです。

まだ日銀の中で正式な御発言の機会はないわけですが、就任後の記者会見の模様を新聞報道等で見ておきますと、びっくりしたんですけれども、量的緩和の手段としてかねて主張されてい

た日銀による長期国債の買いオペの増額について、ゼロ金利政策による金融緩和の効果の浸透状況を見きわめたい、結論を急ぐべきではないと極めて慎重な立場を今までは一転してとられたわけなんです。新聞なんかでもかなりびっくりしているような形で報道されております。景気状況ですとかあるいは資産デフレの懸念という観点でいけば、田谷委員がかつて量的緩和を説かれていた、私の記憶ではことしの夏ぐらいまで説かれていたと思うんですけれども、そのときとそんなに状況は変化してないと思ひます。なのに、なぜそのような考え方の方向転換をされたのか。

しかし、一方で、新聞をよく読むと、逆に委員は量的緩和に含みを残したという報道もあるわけなんです。その会見、すっかり全部やりとりを読まさせていただきますましたけれども、いみじくもその中で田谷委員は、日銀は今まで十分な説明責任、アカウンタビリティを果たしてないといちくりと批判をされているわけなんです。

逆に、本日はぜひ田谷委員から、量的な金融緩和についてどのようなお考えをお持ちになれるのか、しっかりと伺ひをしたいと思ひます。

○参考人(田谷慎三君) お答え申し上げます。

日銀はここところ、銀行が日銀に準備預金として預けなければならぬ額を一兆円あるいはそれを上回る資金供給を実施しており、この意味では一種の量的緩和を行つていと言ふことができると思ひます。

ただ、時として、これまでゼロ金利政策は日銀がとり得る効果が確実な手段として最大のものとすとか、これ以上の量的緩和余地はほとんどないとか言われることがありまして、仮にそうしたことが真実に近いとしても、どのような状況の変化、現在には必ずしもそうではありませんが、例えば景気後退リスクの高まりといったようなことに對してもほとんど打つ手がありませんといった印象を過度に与えることが得策かどうかといった問題があると思ひます。

過去、この夏ごろだと思ひますけれども、長期

国債の買い切りオペの増額は、ある種の難しさはあるものの、実施する前から不可能であるとは言えないと書いたことがあります。今でもその意見は変わつたわけではありません。

ただ、その後、政策支援の効果もあつて景気状況が若干変化してきたことがありますし、短期国債の買い切り、売り切りといった新しいオペレーション手段が導入されました。まずは景況の推移、そしてそうした新しいオペの実施状況を見守りたいと思つております。

○世耕弘成君 わかりました。少し安心しました。

ということとは、景気後退リスクが顕在化してくるような事態があれば田谷委員としては買い切りオペの増額についても検討すべきだと、こう解釈してよろしいですね。

○参考人(田谷慎三君) 長期国債の買い切りオペなのか、あるいはその他の手段なのかという話は別にしまして、そのとき何らかの手段をとらなければいけない状況になるのではないかと、そういうことを私が言う可能性は強いのではないかとこのふうに思ひます。

○世耕弘成君 よくわかりました。

今度、十七日の金融政策決定会合が初めての御発言の場になると思ひますので、期待をしております。

以上、終わります。

○伊藤基隆君 私は民主党・新緑風会の伊藤であります。

私は七問の質問を少し詳しく事前に通告しております。それはぜひ確実な答弁をいただきたいからであります。今、金融政策は重要な転換点にあるんじゃないかという認識でお聞きするわけでありまして。時間が三十分に限られておりますので、答弁の方はぜひ簡潔にお願いいたします。

さて、近年の日銀の金融政策の失敗は国民生活に甚大な混乱をもたらしました。特に資産価格がファンダメンタルズを大きく超えて上昇するバブルの発生は、ブラックマンデー以降、日銀の金融

緩和政策が必要以上に長期化した結果であることは明白ではないかと思ひます。

日銀の金融政策の失敗は、バブルの発生とその崩壊だけではなくて、第一次オイルショックの狂乱物価がマネーサプライの増大という過剰流動性にあつたにもかかわらず、八〇年代後半に再び金融緩和政策を長期化させ過剰流動性による資産インフレを招いたことにあると思ひます。一転して八九年五月以降九〇年八月までに公定歩合を二・五%から六%に急激に引き上げるといふやうな金融政策を行つたことは、政府の地価政策と相まってその後の資産デフレを深刻化させ、二〇〇〇年を目前にした今日までの長きにわたる大不況を招いた主たる要因であると私は思ひます。この問題については何回も当委員会でも取り上げ、大蔵大臣の見解も聞いておるところであります。

その後の金融緩和と政策への転換によつて公定歩合が引き締め前の二・五%に戻つたのが九三年二月、実に三年九カ月の間に公定歩合は倍以上の水準まで引き上げられ、半分以上の水準まで引き下げられたのであります。この間の日銀の対応は、金融緩和と政策を長期化させてバブルを発生させたという失敗の後始末に過ぎない金融引き締め策を講じてバブル崩壊の不況を深く長くしたものであつて、失敗に失敗を重ねたものではないかと言わざるを得ません。

インフレなき持続的経済成長を目指すべき中央銀行がその本旨を見失つて資産インフレと資産デフレを引き起こしたことは国民を大きな混乱に陥れ、家計の資産形成に大きなゆがみをもたらしたのではないかと考えますが、日銀総裁の御見解を。

○参考人(遠水優君) 過去のことを申し上げることになるわけでございますけれども、いわゆるバブルの発生につきましては、自由化、国際化といったような経済環境の変化とか土地取引に関する法制、税制などのさまざまな要因が相互に複雑に影響し合つて経済全体にいわゆる右肩上がりだという幻想が国の隅々までしみ通つていたのでは

なかったかと思ひます。同時に、長期にわたる金融緩和にもその原因の一端があったということは否定できないように思ひます。

バブル発生に至ります金融政策を振り返つてみますと、国内経済は一九八五年のプラザ合意以降の急速な円高進行に伴つてデフレ効果が強く懸念される状況にありました。また、当時は国の経済政策面でも大幅な経常黒字の是正とか円高の回避といったようなことが優先的な課題とされていたように思ひます。そうした中でありまして、金融政策運営面でもぎりぎりの選択が迫られていたというふうには理解しておりますが、結果として長期にわたる金融緩和がバブル発生の一因となつたというところであらうかと思ひます。

その後、景気が急速に拡大しまして、マネーサプライも高い伸びが続いたことから、日本銀行は平成元年、すなわち一九八九年になつて金融引き締めに向けた次第です。平成三年、九一年の半ばには金融引き締め効果が確認されましたために、同年中に三回の公定歩合の引き下げを実施して、その後も思ひ切つた金融緩和措置を講じてきたわけでございます。

このような思ひ切つた金融緩和の推進にもかかわらず景気の低迷が長く厳しいものになつたというの、やはりバブル時代の経済の行き過ぎというものが極めて大きかつたために調整がどうしても深く長いものになつていかざるを得なかつたというふうな事情があつたと思ひます。

日本銀行としましては、当時の経験を踏まえまして、まず第一に、為替相場の安定や対外不均衡の是正のために過度に金融政策に依存した対応をとることは適切ではない、あくまでインフレなき持続的成長ということを目標にすべきであるというところ、第二には、その際、資産価格やマネーサプライの動向などにも十分留意して早目早目の対応をとっていくことが必要であるということ、こういうことを十分念頭に置きまして適切な金融政策運営を行うように努めてまいりたいと思つております。

○伊藤基雄君 当時の状況の中で金融政策に偏重したという反省があるわけでありますが、そのことが日銀法の改正というところに実際はつながつていつて、本日また様相は違つてまいりますね。

さて、日銀は、今、総裁の御答弁で十分な注意を払つてということがございましたが、果たして相次ぐ失敗から学んだことをその後の金融政策に生かしているのであらうか。現在、日銀は史上経験のない異例の低金利政策を長きにわたつて続けておりまして、本年二月からは無担保コールレートを限りなく低く誘導するゼロ金利政策をとつております。このゼロ金利政策はどのような効果をねらつたものなのか、お聞きいたします。

○参考人(連水優君) 先ほど申し上げましたように、毎日毎日の資金需給を見ながら市場に潤沢に資金を供給していくということ。その窓口として主として短期金融市場に資金を出していくわけでございますけれども、そういう資金が市場に流れていく必要とあるところの金利が次々と下がつていく、そしてまた株や社債の資金にも十分金が流れていく。株価一つをとってみても、ことしの初めから四割の上昇になつておることを見ても、ゼロ金利政策の結果というものがかなり大きく影響を与えていることは間違いないところだといふふうに思つております。これからリストラをやつていこうといふような企業にとつても金融機関にとつても、低いコストの資金を調達していかるといふことはやはり再生への道を早めていくものだというふうな思つております。

モラルハザードが起こるんじゃないかといったようなことを御懸念いただく方もございますけれども、今この非常事態、今やらなければならぬときにゼロ金利政策という、今までほかの中央銀行でやつたことのないような措置をとつておるわけ、こういうことが先行きデフレ圧力が高まる可能性に対処しながら景気の悪化に歯止めをかけるということをより確実にしていくのではないかとこのように思つております。ゼロ金利政策という

思ひ切つた金融緩和措置を講じて経済活動を最大限サポートしていくこと。

やはり、問題は民間の自律的な需要がいつどういう形で出てくるかというところでございまして、自律的回復が起つてくるまでの下支えとして、公共投資とともにゼロ金利政策という形でできる限りのサポートをしておるつもりでございまして。

○伊藤基雄君 せっかくの御答弁であります、私は異常とも言えるゼロ金利政策の効果を少し検証する必要があるんじゃないかと思ひます。

GDPの約四分の三は個人消費と設備投資で占めております。いまだ回復基調があらわれるに至つていません。これは日銀の政策決定会合において認められている事実であります。銀行には公的資金の投入による自己資本の充実、今答弁にもございましたが、ゼロ金利による資金繰りの緩和など過剰とも言える優遇措置がとられてはいるわけですが、しかしながら企業の設備投資は回復してない。これは銀行の貸し渋り問題が解消されてないということか、あるいはほかに原因があるんだらうか。

この間、雇用者所得は減少して、失業率も過去最高の水準にあります。一般国民の生活には何ら改善が見られません。

日銀自体のこの間のさまざまな発言を例にとりますと、平成十一年七月二十二日の連水総裁の定例記者会見においての発言では、「現在のゼロ金利政策は、マクロ経済活動を金融面から最大限に下支えし、デフレ懸念の払拭ひいては物価の安定に向けて、少しづつ効果を現し始めている段階にある」と。七月です。黒田理事のインタビュー、「金融財政事情」平成十一年八月九日で、「ゼロ金利政策といわれる金融緩和が、いわば流動性の面から経済主体の活動を下支えすることを期待している」と。期待でございまして。効果については、十月二十七日の政策決定会合において、「民間需要の自律的回復のはつきりとした動きは、依然みられていない」と。

このようにゼロ金利政策の効果があらわれていないんです。そのことをどう考えるか、お答えいただけますか。

○参考人(黒田康君) お答えいたします。

ただいま先生からさまざまな御指摘がございました。ゼロ金利政策、金融面から実体経済を下支えしようということでございますが、先生おっしゃいますとおり効果があらわれていないかというところ、私もそういうふうには考えておりません。

若干総裁の申したことの繰り返しになると思ひますが、まず短期の市場金利は事実上ゼロ%で推移しております。昨年などと全く違ひまして金融機関の多くには流動性確保への安心感が浸透しているわけでございます。長期金利も総じて落ちついた動きを示しております。株価も上昇傾向にあるというところでございます。企業金融面でも、金融機関は融資先の信用力を見きわめながら融資を回復させようという姿勢に変化してきています。

これまでのところ企業の前向きな資金需要も低迷しているというところもありまして、先生御指摘のとおり、残念ながら貸し出しが増加するところまで行つておりません。しかし、資金需要が一たん出てくれば、これに十分こたえられる態勢にはなつてきているというふうに思ひます。また、社債やCPなど直接金融市場を通じた企業の資金調達環境も大きく好転しているというふうに思ひます。

こうした金融環境の改善が企業金融の円滑化とか企業、家計のコンプライアンスの改善という形で実体経済にも好影響を与えつつあるというふうな考えている次第でございます。

○伊藤基雄君 景気の若干の改善といましようか経済状況の改善といましようか、これには財政の問題も大きく絡んでいるわけでありまして、金融政策が日銀が期待しているほど効果を上げていない。ほとんど上げていないという言い方はちよつと酷かもしれませんが、上げていない。そ

これは日銀の金融政策だけでなく日本の金融システムにそれを吸収し得る力がないんじゃないかと、いうことも感じていたわけでありました。

先ほどから私がテーマとして言っているのは国民生活の改善がなされていないという点であります。副作用の問題が決定会合の中で何度も述べられております。日銀總裁自身が、ゼロ金利政策の四つの副作用として、家計から企業への所得移転、二つ目に構造調整の先延ばし、三、市場参加者のモラルハザード、四、コール市場の機能低下といった批判があることを認識しているというふうに述べております。

さて、中でも国民生活に直接かつ最も深刻な影響を与えている所得移転の問題を取り上げてみたいと思います。

マクロで見て、資金は最終的な貸し手である家計から最終的な借り手である企業に流れている。ゼロ金利政策によって銀行の定期性預金の利率はほぼゼロに近い水準に張りついておいて、企業の支払い利息負担が減る一方で家計の収入利子は減少を余儀なくされております。

八月十七日の速水總裁の定例記者会見での発言では、「低金利というのは、家計の利子収入の減少をもたらし、一方で、経済活動全般の下支えを通じて、家計の雇用所得にもプラスの方向に働いているはずである」と。前任の日銀總裁のころから私が一貫してこのことを聞くと、一貫して同じ答えが返ってきていますが、当時からもう五年もたっている。

したがって、長期にわたる人為的な低金利は、家計から企業への所得移転という所得分配上の不公平を生んでいると同時に、家計の中においても、住宅ローン等の負債を抱えている若い世代より、老後のために貯蓄を蓄えてきた高齢者世帯に負担を強いるという不公平を生んでおります。

そもそも家計の金融資産は元本が変動しない預貯金を中心でありまして、その傾向は安全志向の高齢者世帯ほど強いわけでありまして、預貯金は金利低下によるキャピタルゲインが得られないこと

から、金融資産を取り崩しながら生活して、預貯金の利子が貴重な収入源となっている高齢者世帯に特にしわ寄せが来ているのであります。なるべく取り崩さないようにしている。政府の統計によっても取り崩し量がだんだん減ってきている。減ってきているというのは、将来に対する不安があるから減ってきているわけです。

日銀はゼロ金利政策が経済活動全般を下支えして雇用増、所得増につながることを期待しているようでありまして、たとえそのような効果があらわれたとしても、社会保障給付や利子収入に依存してゼロ金利政策のしわ寄せを受けてきた高齢者世帯に利益還元されるのか、この辺について聞きたいと思っております。

○参考人(藤原作彌君) お答えいたします。

先生が今御指摘なさった点は、政策決定会合の中でも副作用の一つとして私たちは検討課題にいつも取り上げている問題であります。

御指摘のように、長く低金利政策が続いてきた。金利収入に多くを依存している高齢者世帯が厳しい状況にあるということは私も十分に承知しております。この点、さきに私も十分に承知したアンケート調査、平成十一年の貯蓄と消費に関する世論調査で見ましても、高齢者ほど貯蓄保有額が大きい、その分だけ低金利の影響も大きいという結果が出ております。また、個々の家計で見ましても、高齢者層に限ることなく低金利で大変御苦労されているケースもあろうかと思っております。実は私も家庭で家内や母からその点いつも追及を受けております。

しかし、日本銀行で政策を検討し運営している者にしますれば、今ここで金利を引き上げれば投資採算の悪化を招きますし、企業収益の下押しといったことを通じて経済活動が再び落ち込みまして、雇用や賃金の情勢が一段と悪くなるおそれがあるということも一方で承知しているものであります。家計収入のうち圧倒的に大きな部分が雇用者所得でありますから、この悪影響が金利収入などの減少よりもかえって大きなダメージを家計に与

えることになりかねないと思っております。

これまでの思い切った金融緩和と政策ではあります。それが徐々に浸透してきて、経済活動は少しずつですが改善を見ていると考えております。これが景気の自律的な回復に本格的にこれからつながっていくとすれば、その恩恵は雇用機会の増大や、今度は金利の自然な上昇という形になりまして、いずれ高齢者世帯にも及んでいくものと考えまして今の政策を推進しているわけです。

御理解を賜りたいと思っております。

○伊藤基隆君 日銀の政策決定会合における副作用問題の指摘は少数意見、一名でございまして、私が知る限りでは、藤原委員であります。

藤原さんは平成十一年十月二十七日にこういうふうにご言っています。「景気は最悪期を脱しており、できるだけ早期に金融政策を正常な状態に、すなわち、緩和も引き締めも可能な状態に、戻す必要がある」と。金融政策が緩和と引き締め両面できると言えたら、果たして金融政策の武器を持つていけると言えるのかどうかというふうに私は思います。「ゼロ金利政策は長引けば長引くほど解除に伴うショックが大きくなること」、もう既にショックが大きくなっていると思っておりますが、そういう理由を挙げて採決に反対したというふうにお伺いしております。

今説明がございましたが、私にはゼロ金利政策が高齢者世帯に特に負担が大きくなるというゆがみを伴う政策であるということを確認している答弁のように聞こえてなりません。それをマクロの経済を問題にして犠牲にしている。多数の高齢者世帯の生活も政策の中に包含されていきやならぬわけですから。私はマクロ経済政策として仮にその必要性がある場合にも、緊急避難的な一時的な政策でなければならぬんじゃないか。その異常な政策が明確な効果をあらわさないまま本年二月から既に十カ月も続けられているけれども、ゼロ金利政策がいままで続くのか、喫緊の重要な問題となつてはいるのではないかと。

日銀はデフレ懸念の払拭が展望できるような情勢になるまでと唱え続けていますけれども、民間消費や設備投資が自律的な回復に至るには、パプルの負の遺産として企業が抱える問題、すなわち過剰設備、過剰債務、過剰人員が解消される必要がありまして、いつになるか見当もつかないことな

ときまで高齢者世帯に負担を強いるということなのか、その間に高齢者世帯がごうむった負担はどのように補てんされるのか、そのことについての答弁がなければ現在の政策遂行の意味が薄れる、意味がないというふうに思いますが、いかがですか。

○参考人(藤原作彌君) お答えします。

家計の資産は、国民が働いて得る所得の中からこつこつとためていくということによって蓄積されていくものだと思っております。このため、所得形成の源泉である経済活動が安定的に発展していかなければ金融資産の蓄積もまたおぼつかないわけでありまして。

このように、国民の金融資産が安定的に形成されていく上で最も大切なことは、物価安定ということを中心とした経済の持続的成長を確保することであると考えております。日本銀行は、そうした状態をできるだけ早く実現したいというために思い切った金融緩和を現在にしているという点を御理解いただきたいと思います。

○伊藤基隆君 さて、ゼロ金利政策が家計に及ぼす副作用やゆがみは所得移転のような直接的な問題にとどまらない、預貯金とともに将来に備える家計の重要な資産となつてはいる保険及び年金でございます。

生保や企業年金にとつて、ゼロ金利政策下での運用利回りは予定利率を大きく下回っており、逆ざやの状況が続いています。生保や企業年金の経営状態の悪化、積み立て不足という隠れた債務が国民に将来の給付に対する大きな不安を抱かせて、個人消費を一段と冷え込ませている原因となつてはいるというふうに見られます。

このような状況は、ゼロ金利政策による預貯金

金利の異常な低さとも相まって、家計の資産形成を不安定かつ困難なものとしているが、その点についての日銀の責任はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

さらに、最近では人為的にインフレを起こすインフレターゲットングなるものまで検討されていると聞きますが、高齢者世帯が長年にわたって蓄えてきた貯蓄を目減りさせ、若い世代の資産形成にも混乱を招くことが予想される、そのようなインフレ政策は果たして許されるのかどうか、總裁の御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(遠水優君) インフレターゲット論あるいは調整インフレ論といったようなものがこのところ盛んに唱えられ、私どもの方にも日銀はなぜこれをしないのかといったようなことを聞かれるわけでございます。今とっておりますゼロ金利政策、これはデフレ懸念の展望がなくなるまでこれを続けていくということで、非常に抽象的だと思つしやる方々もおられますけれども、このこと自体一つのターゲットでございます。民間の自律的な需要というものがいつどのような形で出てくるだろうか。今のところ物価は非常に落ちついて安定しておりますから、私どもが非常に気にして見ておりますのはその点でございます。これはまだ前向きに出てきたというふうには思っております。それと同時に、これはある意味ではターゲットングに相当するものだと思っております。

最近、デフレ的な経済状況を脱するためには高目のインフレ率を目標として設定したらどうか、あらゆる手段を動員してその達成を目指すという考え方があるようにございますが、これは非常に危険な選択であると思っております。私どもにとつてとり得る政策ではないと考えております。

一たんインフレが起きてしましますと、これをコントロールすることは極めて難しいわけで、その場合に国民生活や企業活動に与える打撃ははかり知れないものとなると思ひます。特に年金生活者のように固定した所得などで生活をしている人たちは、あるいは貯蓄で生活をしている人たちは、こ

ういう人たちにとつて物価が上がつていく、インフレになっていくということがどんなに苦しいことかというのを考えます。私どもの友人などもインフレにだけはしてほしくないというのを、第一線を引いて引退している人たちは口癖のように私に言っております。一たんインフレが起つてしましますと、それをコントロールするということは極めて難しく、その場合、国民生活や企業活動に与える打撃ははかり知れないものとなると思っております。

御指摘のように、現在、いわゆる国民の金融資産というのは千三百兆円を超えております。この家計の金融資産の実質的な価値が目減りしていくようなことが起こるとしますと、それは極めて深刻な事態であるというふうに考えます。このように、インフレをもつて経済問題に対処しようということとは全く誤った選択であると私は思っております。

また、もう一つ……

○伊藤基雄君 總裁、私も最後にちよつと言いたいことがあるので。

○参考人(遠水優君) はい、それではもうこの辺で失礼します。

○伊藤基雄君 済みません。

現在のゼロ金利政策は歴史上極めて異例なものでありまして、一部の高齢者世帯の負担を増大するという所得分配のゆがみなど多くの副作用なり弊害を伴うものであるから、時期を逸することなく解除されなければならぬと考えます。

また、解除されるに当たつても、その間に負担をこうむつた家計の利益について日銀及び政府による適当な配慮がなされなければならないことは当然でありまして、決してそのような家計の負担にフリーライドすることがあつてはならないというところを申し上げて、質問を終わります。

○海野義孝君 きょうは日銀總裁初め日銀の皆様方、御多忙のところを大変ありがとうございします。公明党の海野でございます。

今、お二人の同僚議員の方々からいろいろな面から御質問がありましたので、相当部分についてはもうお答えをいただいたというところでございしますけれども、私の方からも多少、總裁初め皆様方にお聞きしたい、こう思ひます。

今、總裁もおっしゃつていましたけれども、二月以来のゼロ金利政策、確かにこれは異常とはいえ異常なわけですけれども、それだけ異常な状態に日本経済が落ち込んでいくというところでございまして、例えば先ほどの個人の金融資産千三百兆円については、これが十分に機能していないと。

最近といいますか、昨年の十月十九日以来、東京株式市場において約五〇％方株価が上昇しました。私もかつてそういったところに身を置いておりましたから感慨新たなものがありますけれども、そういった部分の中では、かなり今、一日のいわゆる売買代金が一兆円を超えたと、出来高が六億、七億株ということ、私が退職した当時から見れば、まさにこれまでの兜町の御苦勞もようやくここへ来て報われ始めたかなと思ひます。

つまり、そこにはこの千三百兆円の金の中の一部が株式及び投資信託等を通じて機能し始めていくということでございます。まさに賢明なる消費者あるいは投資家の方々は、ゼロ金利の中から自己防衛のために、自分の将来のためにそういった市場に金を投じているということでございまして、私は、千三百兆円の金の中には有効に使おうとされているお金というのが相当あるわけで、まだ今の段階はごく一部分であると思ひますけれども、将来の日本の経済というものに對する確信と

いいますか、そういった面がまだ大変弱いという人たちが現在のこのゼロ金利政策というものを余儀なくする。

總裁はゼロ金利政策によつて日本の景気を立て直すために貢献をしているんだとおっしゃいますけれども、私は必ずしもそうは受けとめてはおりません。現在、十一次にわたる景気対策によりまして財政部分から相当な支えをしてきたということについて、これは總裁も今回の六カ月報告の中

でもおっしゃつていらっしゃるわけでして、まさに公共事業であるとかあるいは住宅投資であるとか、こういった面の効果は出てきているけれども、何分にも個人の消費とかいわゆる自律回復に向かうという面のパワーが弱いんだということをおっしゃつていらっしゃるけれども、私はそういつたところで總裁のおっしゃることが、国民にとつてみればかなり腰を引かせているんじゃないかという部分があると思ひます。ということは、總裁はデフレスパイラルは一体終わったと思つていらっしゃるのか。

むしろ、それは既にある時期において終わり、インフレとは言いませんけれども、前向きな方向に向かうのに対しては現在のデフレ、これが解消するまではこのゼロ金利政策を使うということが過度に国民を神経質にさせているのではないか、私はそのように思ひますけれども、その点はいかがでございますか。

○参考人(遠水優君) やはり、今一番の問題は民間の自律的な需要というのがなかなか出てきていないということ、御指摘の設備投資と消費というものがふえていくという傾向がまだうかがわれるというのを私どもにとつての最大の課題であるということ、これを先ほど申し上げましたが、これを下支えしていくために公共投資も出、ゼロ金利の潤沢な資金が私どもの方から出ておるわけでございします。ただ、デフレ懸念と言つておりますけれども、現状がデフレであるとは必ずしも言えないと思ひます。これからまだデフレ懸念が強まっていくなか、これがあるとなれば次の手も考えなきやいけないかもしれせんけれども、今はいづれゼロ金利をやめられるような状況を見望できる段階にあります。

確かにゼロ金利というのは先ほど御指摘のように異常な金融政策であつて、歴史の中でもこういう例はないわけでございます。ですから、御指摘の副作用、あるいは上げたり下げたりできないじゃないかといったような問題点を含んでいることは確かでございます。今の日本にとつて、ようや

く景気が底を打って上がろうかというときに必要なのは金融、財政両サイドからの支えであつて、民間の需要が出てくるまでこれを続けていくしか私どもとしては今ほかに適当な手がないと言つてもいい。このゼロ金利のもとで適時適切に弾力的に毎日の資金供給をやつていくということが課題であらうと思ひます。

明るい方の面も随分出てきております。為替市場を見ると、今はドルも弱いしユーロも弱い、円だけが強いような形になつて、ユーロ、円、ドルの三すくみが起つてゐるわけです。株式市場では海外勢が数兆円の買い超しになつてゐるということを見ましても、みんながこれから日本は立ち上がつてくるということを見てやつてゐることでありますし、かつての円高とは少し違ふ。円がこれから強くなつていくだろうというので円買いが起つてゐるんだ、經常収支の黒字も続いているんだというような面がある。こうしたことを考えましてもそんなに悲観したものではない、これをうまく使つていけば必ず立ち直れると思つております。

○海野義孝君 大変重要なというか、重大な発言をなさつたというように私は受けとめます。そういうことであるならば、デフレ的な懸念云々というようなことにこだわらないで、もっと前向きなスタンスで今後、事態におくれをとらないといふか、そういった政策をよろしく願ひしたいと思ひます。

数日前でしたか、通産省の発表では、三年ぶりで民間の設備投資がプラスに転じるという予測が出ておりました。ただし、製造業については引き続きマイナスでありますけれども、非製造業についてはサービス業を初めとして相当なプラスに伸びが期待できるというようになっておりました。私は、民間の設備投資について単純にこれが低調である、低迷しているというような見方は当たらないと思ひます。

先般、政府としても日本経済の新生対策という形で補正予算の審議をし、成立したわけ

ありますけれども、あの中には、当面の景気対策と同時に、二十一世紀に向かつての構造改革的部分があるいはまた二十一世紀の国民の安心の部分、そういったかなり複合的な部分が織り込まれているわけでございます。

そういった中で見ましても、やはり今後の情報立国というようなことの中で、民間の設備投資についても、企業にとつてみましても、例えば最近の日立とか東芝あるいはソニー等々を見ましても、まさにリーディングカンパニーにとつてみればその設備投資の内容ががらりと変わつて、しかもことし、来年にかけては数千億単位の設備投資をするというふうに変つてきているわけでございます。私は、そういう意味からいふと、設備投資は低調だということじゃなくて、民間設備投資の内容がまさに構造変革をもたらす方向に動き出したと。

この点を日銀としてはどのように評価し、今後の政策にどのようにこれを取り込んでいかれるか、そういった前向きのスタンスをお願いしたいと思ふわけでございますけれども、その点について、どなたでも結構ですからお願いいたします。

○参考人(黒田農君) お答えいたします。設備投資が少し回復あるいは前向きのものになつてきつたものではないかという点につきましては御指摘がございましたが、そうした動きが出てきているということは全く御指摘のとおりであらうというふうに考えております。

ただ、問題は、マクロでこれを見ますと、一方においてはまだ先生御指摘のほど元氣でない企業と申しますか産業というものもあるという、この明暗と申しますか、いろいろまだ模様模様のものが最近までの実態であつたろうと思ひます。

その中で、確かに設備投資はほとんど減少傾向を続けていたが、減少の度合いは歴然と小さくなつてきているというところは確かでございます。こういった方向がさらに少しずつでも反転していく方向につながっていくならば、まさに先ほど来お話の出でおります経済の自律的回復という

ことにつながっていく可能性が大きいものだといふふうに考えておられて、そういうことが一日も早く来るようにという期待をされている、しかし注意深く見守つていきたい、こういう状況でございます。

○海野義孝君 もう一問だけお願いします。今お話がありましたけれども、マクロ的に言うともまだ云々というお話ですが、そういった企業によつて前向きの動きが出てきたということは産業界に對してかなりインセンティブを与えてゐる、与えることになる、私はこのように思ふ次第でございます。

最後に、一問でございますけれども、私は二年ほど前に当委員会において当時の国際局長あるいはシンクタンクの理事長に御質問したことがございまして、当時、日本の企業の中でいわゆるDRを発行している、あるいはニューヨーク市場に上場している企業は銀行ではたつたの一行である。それに対して民間の企業にとつてみれば国際的なそういう活躍をしている中に相当数上場している企業がある。したがつて、当時ビッグパン等について市場から退出する企業は拒まないと、ただし預金者保護ということはありますけれども、むしろ前向きにそういった一般事業会社というものがどんどん銀行業務に進出することに對して免許を与えてはどうか、これは今は金融監督の所管かと思ひますけれども。

きょうもソニーが新聞に出ました。先般もイトーヨーカ堂が出ました。こういうようなことが中央銀行にとつての今後の金融政策上、とりあえずこれは決済専門銀行というような感じでございすけれども、これに對しての中央銀行としての御意見はまだ今の段階では出ていないわけですか。お立場上発言しにくいかと思ひますけれども、私はこういった動きが出てきたことは大変前向きにとらえるべきではないか、このように思ふのでございす。その点いかがでございますでしょうか。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。先生、今、イトーヨーカ堂が新しい決済専門銀行

行設立の動きもあるというふうな御指摘もございましたが、個別の案件についてコメントすることは差し控えていただくいたします。

先生おっしゃるとおり、銀行業に新しい血が入ると申しますか、新しいキャピタルインジェクションが行われること、それを日本銀行としてどう考えるかというふうな受けとめてみますと、例えば従来の銀行業とは違ふセクターの一般企業、事業者が入つてくるというふうなことは、一般論といたしましては、情報通信の発達でインターネット銀行というふうなことも言われておりますし、あるいはイトーヨーカ堂がどうするかという不透明な部分はございますが、そういう決済専門銀行とか新しい銀行サービスのあり方が模索されてきてゐる。ビッグパンの進展の中でますます金融サービス業は競争を激発にいたしておりますし、それから個人、企業の金融に對するニーズも非常に多様化してまいつておりますので、そういう意味では、国民一般の選択の幅を広げるという意味で先生御指摘のような流れが出てくるのは私ども日本銀行としても基本的に大変好ましいと思ひます。結構なことと思つております。

ただ、問題は、こういう新しい金融サービスが始まるということになりますと、最終的にはこういう新しい銀行をどう決めるかというのは行政当局の免許等々の問題があつて、御判断もあらうかと思ひますけれども、私も日本銀行といたしましても、こういう新しい金融サービスが始まるには競争上とかいろいろな利益相反の問題とか、そういういろいろな今までの違つた新しい問題が生じないような環境整備は注意して行つていかなくやらない。私も日本銀行として貢献できることとあれば、新しい金融サービスは大歓迎でございます。しかし、それに伴つて生じるようなマイナスのことが起こらないか、そこも注意深くチェックしながら金融システムの安定を図つてまいりたい。

結果的に金融システムがそういうふうな強固で安定したものになれば私どもの金融政策の有効性

も一段と増すというふうに考えておまして、長くなりまして、今のところそういうふうには私は認識いたしております。

○海野義孝君 どうもありがとうございます。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。

今回の補正予算で七兆六千億円の国債が増加発行されます。今年度の国債発行高三十八兆六千億、依存度四三・四％、大変な財政の実態であります。国、地方合わせて本年度末には六百八兆円、そういう債務残高を抱えることになるわけなんです。ところが、財政危機は深刻な事態になっております。

ところで、大蔵省、財政当局はこういった財政危機から脱却する道といたしますか、めどといたしますか目標、そういったものも持てない実態にあります。ですから、国民から見れば、政府はもう手だてはない、恐らくやるとしたら大増税があるいはインフレ政策か、あるいはその両方じゃないかということに危惧しているわけです。どちらにしても国民にとっては大変迷惑な話、大変な負担を抱えることになるわけで、こういった日本経済に大きな困難をもたらすような政策は断じてとってはならないと考えておるわけです。

そこで、先ほどの伊藤委員の質疑も伺っておつたんですけれども、ことしに入って自民党や大蔵省サイドあるいはアメリカサイドから国債の日銀引き受け論が頭をもたげて出た。そして、一月にはルービン財務長官の発言があり、六月には自民党の金融問題調査会債券市場問題小委員会などでの議論があった。そして、きわめつけが大蔵省の伊藤副財務官のインフレターゲット論、こういうのが続々と出てきておるわけです。先ほどの伊藤委員の質問に対して、総裁はインフレターゲット論はとるべき政策ではないと明言されましたので、これはそのとおりきつちりと受けとめさせていただきます。それがずっと日銀の政策として

貫徹されていなければならないわけなんですけれども、この動きを見ますと、必ずしもそれだけ毅然とした姿勢がうかがえないのじゃないかと思うんです。その点で二、三伺っていきなさいというふうに思います。

まず、この秋、報道によりまして、金融の量的緩和をめぐる日銀包囲網がしかれたというふうな報道がなされております。「金融ビジネス」という雑誌によりまして、いろいろ詳しい報道がありまして、九月十六日に宮澤蔵相が都内のホテルで日銀総裁と会談したところから、アメリカからの介入協力を取りつけるため日銀の量的緩和が必要だとの動きが強まり始めたというふうに書かれております。いろいろな新聞報道もありますが、その十六日の翌日、十七日の夕刊から各紙一斉に量的緩和に踏み込むのかという、日銀はそういう方向に踏み込むのかという記事が流れた。日銀の知らないところで包囲網がつくられたというふうに報道されております。

ところで、その後の日銀の動きを見ますと、総裁は九月二十五日、それから数日後ですけれども、二十五日の声明、十月十三日の会見、そして今日一日の談話と、相次いで意見、見解を発表されているわけです。新聞報道もいろいろあります。さらに量的緩和に踏み切った云々の報道もあるわけですが、果たして量的緩和問題で従来の日銀の政策が変わったのか変わっていないのか、このところをひとつ明確にされたいと思います。

○参考人(遠水優君) 御指摘のステートメントを九月二十一日に出し、二十五日にG7で私は四つのことを申しましたが、そこで言ったこととその後記者会見で言ったこと、いずれも変わっております。表現は多少変わっております。だから、G7の国々の人々と話し合う必要もあつて出したステートメントでございます。

二十五日のステートメントは、一、日本銀行は、ゼロ金利政策のもとで潤沢な資金供給を行っている。

二、日本銀行としても、最近の急激な円高の進行が、企業収益等を通じて景気や物価に与える悪影響を懸念しており、この見方は、政府とも共有されている。

三、金融政策運営については、引き続き、現在のゼロ金利政策のもとで、豊富で弾力的な資金供給を行い、為替変動の影響も含め、金融経済情勢に応じて適時・適切に対応していく方針である。

四、ゼロ金利政策の効果浸透をより確実なものとする観点から、調節手段の拡充についても検討していく。

この四つ目の調節手段を拡充していくというのは何なのかというように多少問題にされたわけでございますけれども、それについては、十月に入ってからオベの対象を少し拡大したり、あるいはコンピュータの二〇〇〇年問題に対応するために非常事態に備えて資金を供給する方法をつけ加えたり、そういう政策の調節はやりましたけれども、中身は、特に考え方は全く変わっておりません。

十二月一日に、介入の二日後でございましたので、大量の円売りドル買いの資金が円市場にばらまかれたものが不活化されるのか非不活化なのかといったようなことを市場関係者あるいは内外のエコノミストの方、評論家の方々が注目しておられたわけで、たまたま二日目に決着をいたしましたので十二月一日になったわけですが、その日の朝、毎朝金融市場局長がその日の積み見通しを発表するわけですが、それが高くなるか低くなるか、そのままになるかということを皆が非常に注目しておりました。

そういう情勢もございましたので、十二月一日に一兆円という数字が変わらないということを発表すると同時に、総裁談話として短いステートメントを出したわけですが、その中で「日本銀行は、大蔵省の行動を支持し、為替市場が早期に安定を回復することを強く期待している。」、大蔵省の行動を支持していくということ、「日本銀行は、介

入資金も利用して豊富で弾力的な資金供給を行っており、本日も、この方法により大量の資金を市場に残す調節を実施した。」介入資金も大量の資金の中の一部としてやっておるのであつて、特にゼロ金利のもとでは不活化とか非不活化とかいうようなことは議論をしても余り意味のないことだというふうな考えをしております。

○池田幹幸君 時間が少ないので簡潔にお願いしたいと思つておつたんですが、最初の一問で随分時間をとつてしまいました。

いろいろおつしやいました。結果的に不活化、非不活化というのは意味がない。なぜならば、ゼロ金利政策のもとでも資金はじゃぶじゃぶ供給されているということだと思つたんですね。意味がないということの前に、そうするともう既に非不活化と言えようような政策を介入問題ではとつてきたんだということですね、日銀は。

だとすれば、十二月一日の日銀総裁談話というのは、これは相当私はぐらぐらついたものだということに思つたんです。既に非不活化と言われるような政策をとつてきているのであれば、なにゆえに、だれが読んで「介入資金も利用して豊富で弾力的な資金供給を行っており、本日も、この方法により大量の資金を市場に残す調節を実施した。」ということをやったというのか、だれが見ても非不活化路線に踏み切つたなど考えるわけで、事実、各紙ともそういう形で報道しました。

結局、今の御説明を聞きますと、日銀としてはそういう政策をとつてきた、そういうことをそのまま受け取つたとしても、だとすると、ますますぐらぐらしながら、こういう発言の繰り返しを見ていますと、アメリカの圧力に屈してじりじりとインフレ政策への傾斜というものがその中に見られるのじゃないかというふうに私は思つたんです。そういう点で非常にぐらついてるんじゃないか。

また、さらに言いますと、日銀は大蔵省との間で郵貯の大量流出対策という名目で資金運用部保

有国債の買入れに合意したというふうには言われております。時限的な措置ということですから、緊急事態があれば一層の対応を検討するということになっております。結局、これは形を変えた日銀による国債の引き受けにもつながっていくんじゃないか、これが懸念されているわけですね。ここまでどんどん進んでいきますと、やはり日銀による国債引き受けにどんどん進んでいくおそれが十分にある、私はそのことを指摘したいと思うんです。また答弁いただいたのも今と同じようなことになると思いますので、これについてはもう答弁は求めません。そのことだけ指摘したいと思います。

一つだけちょっと変わった問題で伺っておきたいんですが、十一月二十四日に発表されました生活意識に関するアンケート調査というのがございまして、日銀でやられました。これによりまして、一年前に比べて支出を減らしていると答えた人は四・一・三％に上っております。その中で、どのようなことが実現すれば支出をふやそうかという問いがあります。それに対しては、消費税の引き下げ、これが四九・五％でトップ、二番目が雇用や収入の不安の解消、これが四五・二％なんです。

他方、十一月十六日にNHKが放送しました世論調査の結果を見ますと、ここでは同じような結果が出ています。政府に最も強く望む政策は何かという問いに対して、雇用安定が三〇％、消費税引き下げ二二％、中小企業対策一六％、そういう順になっています。公共投資は六番目、四％と。日銀調査、NHKの世論調査、どちらから見てもわかりますように、消費税の減税を求める声が断トツなんです。これは、個人消費の拡大に直結する政策が求められている、こういうことを如実に示すものだと思いますが、日銀はこういったアンケート調査は政策・業務運営の参考にするためにやっているというふうには説明しておられますけれども、そうしますと、その金融政策面から景気、物価対策の責任の一端を担っておられます

日銀、その総裁としてこのアンケート調査の結果にどういった感想をお持ちなのか。もうあと二分しかございません。答弁を求めて、終わりにしたいと思えます。

○参考人(藤原作彌君) 私から答弁させていただきます。

先生今御紹介くださいましたように、日本銀行では政策・業務運営の参考とするために国民各層の意見や要望を幅広く聴取するよう努めておりまして、このアンケート調査もそうした一環であります。

最近の結果については御紹介いただいたとおりですけれども、家計部門の状況については、私どもは雇用・所得環境に目立った改善が見られない中で回復感に乏しい状況が続いているということ調査の中からも受け取りました。アンケートの今御指摘なさった部分も、家計を取り巻く情勢の厳しさを端的にあらわしているものだと考えます。

日本銀行としては、こうした情勢を十分に踏まえながら、金融面から経済活動を支えることによって家計の先行きの不安を和らげるよう努めてまいっている所存です。ただいまおっしゃいました個人消費の拡大、設備投資の拡大といった面に及ぶよう金融政策をさらにきめ細かく運営していきたいと考えております。

○池田幹幸君 さつき伊藤委員の質問の中にあつたように、ゼロ金利政策のそういったことも見直して、特に年金生活者に対する金利問題でも考え直さなければいけないという感想をお持ちじゃないかなと思つて私は伺つたんですけれども、全くの外れでした。

○三重野榮子君 社会民主党の三重野榮子でございます。

まず、総裁にお伺いしたいんですが、財政投融資改革をめぐる議論の中で、大蔵省は政府短期証券を短期の財投債として発行する方針であるとの報道が、十一月中旬だったと思えますが

れども、されております。そういうことになりまして、郵貯、年金等の公的セクターに加えまして日銀にも引き受け要請が高まることは当然予測されることではないかと。こうした動きに対し、日銀としてはどのように対応をされるのか、仮定の話で恐縮ですが、総裁の御見解をお伺いしたいと存じます。

○参考人(速水優君) 国債の引き受けとか長期国債の買い増しということは、私どもとしては全く考え方は変わっておりません。それは政府から言われましてもお断り申し上げたいと思っております。

それで、今おっしゃった財投改革、それから新しい財投債ですか、どういふものが出てくるのか私まだよく聞いておりませんが、預金保険機構の預保債と同じように市場消化の扱いで考えていくべきものかなというふうには思っております。いずれにしても、できることならすべて市場で売買が行われていくというのが最も望ましい方法だと思つて、期間も、短期のものも出すというふうに向つておりますが、その辺も流動性のあるものを出していただいて、市場がそれを吸収していくということが望ましいと思っております。

御承知でしょうけれども、本年の四月にF、B、F、Aインシングビル、これが日銀引き受けから市中公募に切りかわりまして、それ以来ずっとF、B、それからT、Bがどんどん市場に流通してふえてまいりまして、今既に四十兆円という数字になっています。来年三月には恐らく六十兆円ぐらになるでしょう。このことだけでもこの一年で非常に大きな変化であつたと思ふんです。国債といふものは市場で吸収し、調達し、売買していくものではないかというふうな感じがするんですが、その考え方は今後も続けてまいりますので、その次、郵貯の問題につきましてお伺いしたいのでございます。

集中満期が間もなく参りますけれども、資金運

用部の資金繰りに対しまして、日銀は資金運用部の保有国債を現先取引という手法を活用してサポートすると承知をいたしております。この決定自体は緊急避難的なものとしてやむを得ないものであると私も考えますが、ただしこれはあくまでも緊急避難的なものでありますから、その延長は決してすべきではないと考えます。現先取引を二年ですべて打ち切るのには難しいとの指摘も一部ではあるようでございますけれども、財政規律を守るといふ意味でも、日銀総裁は二年という期限を延長しないと断言をされるというふうには考えておりますが、本件に対する総裁の御決意をお伺いたします。

○参考人(速水優君) 郵貯の集中満期の問題は、御承知のとおりもうかなり前から懸念されていたことなんです。これを出したのは十年前、パブルの真つ最中で、六％以上のものを郵便局が随分一生懸命売ったわけです。売ったといいますが、郵貯を集めたわけなんです。明年度とその次の二年間で恐らく百兆を超える定期の貯金の期日が来て、それがどれだけロールオーバーされるか、今の低金利に切りかえられていくかどうか非常に見通しが難しいですね。

しかし、金額が大きいだけに、仮に三、四割この資金がショートすることだつて十分考えられるわけで、運用部としてはかなり真剣に、この資金をどういふふうにして調達していくのかということとをかなり早い時期から日銀にも相談に来ておられたわけなんです。両方いろいろ話し合った結果、これは新しい金をどうやって出すかという問題でなくて、既に十年も前に決まっていた資金の期日が来て、それが金融市場あるいは私どものやっている金融調節に非常に大きな波を立てる可能性がある。それに對してどういふふうに対応してきかたにやっていたかというところは両者の間で話し合っていたわけでございます。一番大事なことは、日本銀行として円滑な金融調節の実施という観点から協力をしていくということであり、お金を出すということを言つたわけじゃないと思

ん。

二つございまして、資金運用部を含めて政府の資金繰りが中央銀行の資金に依存することは本来望ましいことではないという原則のもとで、今回の対応は、一つはその集中満期が到来する二年間に限定するということ、もう一つは資金運用部みずから市場から資金調達することを原則としながら、日本銀行は必要と認める場合には一時的な流動性を供給することがあると。だから、これは原則として運用部が手持ちの国債を市場で売却するなりなんなりして資金を調達する、どうしても足りなくなるとはならないというときには期限を限り日本銀行が売り現先に応ずるということを決めたわけでございまして、これも期間が限られておりますし、金額もいずれ限られることになると思っております。

そういうことですから、これが国債の買い入れとつながっていくんだということとは全く別のことだということにお考えいただきたいと思っております。

○三重野栄子君 実は私も一口入っているんです。当時無職でございましたから大変な楽しみにしてはいたんですけども。

最後に、ペイオフにつきまして御意見いただきたいと思っております。

ペイオフについては、現在、金融審議会での最後の詰めが行われている段階でございますが、米国のPアンドA方式を導入するなど大きな方向性は既に示されておるわけでございます。日銀総裁もペイオフについては強い関心をお持ちになっておりまして、独自の見解を国会でもお示しになられたところでございます。

これまでの金融審議会での議論の流れも踏まえまして、ペイオフに対する日銀総裁の御見解をお伺いして、質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○参考人(遠水優君) ペイオフに関しましては、この債務を全額保護するといった特例を終了する

時期をどうするか、こういったことは最終的には立法府を通じて国民の判断にゆだねられるべきものだということに考えております。

ただ、私どもとしては、この現状の特例措置を延長するということは次の点で適当でないというふうに思っております。一つはやはりモラルハザードの発生を呼ぶだろうと。二番目にはコストの増大です。これは長くなればやっぱりコストがかかってきます。それから、三つ目は我が国金融システムに対する国際的な信頼の回復とか不良債権問題の克服のおくれを招きかねない。この三つのことを考えて私どもはペイオフの延長には反対をしておるわけですが、特例措置を廃止した後の金融機関の破綻処理につきましては、これまで早い時期から、社会的、経済的なコストを最小限にとどめながら迅速な対応、セーフティネットをつくっていかないとだめだと、このことは一番大事なことでございまして。

この点、先般、金融審議会から公表されました「特例措置終了後の預金保険制度等に関する基本的な考え方」というペーパーで見ますと、ペイオフはできるだけ回避して、いわゆる日本版PアンドA、バーチエス・アンド・アサンプション、アメリカにあるこの方式をまねて日本的なPアンドAをつくっていくということが破綻処理の基本だというふうに位置づけられておりますし、二〇〇一年四月以降の新たな破綻処理制度の基本的な枠組みを示すものとして、これは私どもも極めて妥当なものだということに考えております。

現在、金融審議会でも各界から寄せられたいろんな意見を踏まえて最終的な報告書がつくられているところだと思っておりますけれども、もう本当に一年余りしかございませんのでこれを急いでやる必要があると思っておりますが、最終的な報告書の作成に向けて検討作業には日本銀行としても積極的な協力してまいりたいというふうに考えております。

○三重野栄子君 ありがとうございます。

○菅川健二君 委員会をかけ持ちしております。ばたばたして申しわけございません。自民党の理事さんから四時には終わるようと言われたんですけれども、もう既に四時が過ぎておりますので、若干の質問にとどめさせていただきますたいと思っております。

日銀は、ここ数年間、金融不安を解消いたしましたために打ち出の小づちのごとく日銀特融を出してきたわけでございまして、その後の処理の状況はいかがなっておりますか。

○参考人(小畑義治君) お答え申し上げます。

私ども日本銀行は信用秩序の維持という使命を果たすために先生御指摘のとおり特融を実施してきていたわけですが、最初に貸出残高の推移を若干申し上げると、十一月末時点では一兆一千二百七十三億円ございまして、その後十二月に入りまして特融先の資金繰り等によって変動がございまして、現在十二月九日時点では約七千五百億円と減少をいたしております。

やや長い目で特融残高の推移を見てみますと、平成十一年三月末には約六千億円であったのが、約一兆円前後の水増しまで最近ふえてきています。これは、御案内のとおり、再生法に基づきまして管財人方式で、いわゆる第二地銀と言われております国民銀行とか幸福銀行、あるいは東京相和銀行、なみはや銀行、新潟中央銀行という、不幸にしてこういう地域の金融機関の破綻が相次ぎましたためにふえてきているところでございます。

その後の特融の傾向的な動きはどうかということでございますが、こうした破綻金融機関に対しては特融については、私どもは四原則というのを設けておまして、そういう四原則に基づきまして適切であるという判断であれば融資しているわけですが、特融のその後の回収状況ということで見てみますと、過去実施したものは順調にすべて回収されてきているというふうに認識いたしております。破綻金融機関の資産売却による回収資金とかあるいは預金保険機構による資金援助により

まして、私どもが過去に実施いたしました特融については回収されるべきものは回収されているというところでございます。

今後とも、適時適切に日本銀行の信用秩序維持の使命を果たしながら特融の運営にも努めてまいりたいというふうに思っております。

○菅川健二君 今お聞きいたしますと、順調に進んでおりまして特に問題はないということですか。どうですか。

○参考人(小畑義治君) 結論から申せばそういうことでございまして、一点だけ申し上げておけば、今後、特融にしましては、山一証券向けの特融というのが現在三千三百億円ぐらいございまして、これについては少し時間がかかるかなど。

ただ、誤解のないように申し上げておけば、これは大蔵大臣談話を私どもは前提にしているわけでございまして、最近、宮澤大蔵大臣も国会等では大蔵大臣の責任において山一特融は対応することおっしゃっておられますので、私どもは何ら回収に懸念を持っているわけじゃございませんけれども、特融の回収テンポという点から見れば山一がやや問題といえれば問題かなということだけは指摘できると思っております。

○菅川健二君 ぜひ今後とも適正に処理していただきたいと思うわけでございます。

先ほど来話がございますけれども、御案内のような赤字財政で長期債務残高も六百兆を超えているという大変異常な事態になっておるわけでございまして、今後さらに国債発行がどんどんふえていくのではないかと懸念をしております。経済が回復したところで、その償還財源を賄うにはとても賄い切れないという状況に間もなくなるのではないかと私は思っております。

その場合に、やはり日銀が一番頼りにされて国債の日銀引き受けということになりますと、これまで大変な問題になりますので、ひとつその際には政府からの強い圧力があっても断固拒否するよう

な姿勢で望んでいたかと思いますが。
回答を求めずとちよつと時間が長くなると思
いますので、要望でとどめさせていただきます。
どうもありがとうございました。
○委員長(平田健二君) 本件に対する質疑はこの
程度とし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時十三分散会

平成十一年十二月二十二日印刷

平成十一年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K